

第三十回国会 社会労働委員会 議 録 第二十二号

昭和三十四年三月十九日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 関田 直君

理事 大石 武一君 理事 大坪 保雄君

理事 田中 正巳君 理事 八田 貞義君

理事 藤本 拾助君 理事 小林 進君

理事 五島 虎雄君 理事 滝井 義高君

大橋 武夫君 奥村又十郎君

亀山 孝一君 川崎 秀二君

久野 忠治君 齋藤 邦吉君

中村三之丞君 中山 マサ君

二階堂 進君 古川 文吉君

柳谷清三郎君 山下 春江君

巨 四郎君 伊藤よし子君

大原 亨君 岡本 隆一君

多賀谷眞稔君 堤 ツルヨ君

中村 英男君 八木 一男君

山口シヅエ君 吉川 兼光君

出席政府委員

国務 大臣 青木 正君

大蔵 大臣 佐藤 榮作君

厚生 大臣 坂田 道太君

出席府委員

総理府事務官 奥野 誠亮君

(自治庁財政局長)

大蔵事務官 石原 周夫君

(主計局長)

大蔵事務官 村上 一君

(主計局長)

厚生事務官 池田 清志君

厚生事務官 森本 潔君

(大臣官房長)

厚生事務官 小山進次郎君

(大臣官房審議官)

労働政務次官 生田 宏一君

労働事務官 澁谷 直藏君
(大臣官房長)

委員外の出席者

総理府事務官 鎌田 要人君

(自治庁税務局長)

市町村税務局長

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

参考 橋本 吾妻 光俊君

の年金等との調整に関する法律案
(八木一男君外十四名提出、衆法第
二六号)

○園田委員長 これより会議を開き
ます。

中小企業退職金共済法案を議題と
し、審査を進めます。本案につきま
しては、本日参考人として一橋大学教授
吾妻光俊君、東京商工会議所中小企業
委員会委員長石田謙一郎君、日本労働
組合総評議会社会保険対策部長塩谷信
雄君、以上三君が出席されております。

参考人の方々は、本日はお忙しい
中をおいでいただきましてまことにあ
りがとうございました。何とぞ本案に
つきまして忌憚のない御意見を述べ
願いたいと存じます。なお議事の整理
上、一応一人十五分程度に要約してお
述べ願ひ、御意見を開陳されたあとに
委員の質疑にもお答え願ひたいと存じ
ます。ただ議事規則の定めるところに
よりまして、参考人の方々が発言され
ます際には委員長の許可を得ていただ
くことになっておりますし、参考人の
方々は委員に対して質疑をすることは
できないことになっておりますので、
以上お含みおき願ひたいと存じます。
また御発言の順序につきましては勝手
ながら委員長におまかせを願ひたいと
存じます。

なお質疑をされる委員の諸君に申し
上げておきます。参考人は御三名とも

非常に御多忙でございしますが、特に吾
妻参考人は十二時まで、石田参考人は
十二時三十分までに退出したいとの希
望でございしますから、そのおつもりで
御質疑をお願いいたします。

それでは吾妻参考人よりお願いいた
します。吾妻光俊君。

○吾妻参考人 それでは中小企業退職
金共済法案につきまして、私の意見を
述べさせていただきます。

まず最初に、この法案全体に対する
私の見解を述べさせていただきます。そ
の後にそれぞれの問題点について触れ
させていただきますと思います。後に
各問題点に触れる際におのずから明ら
かになるかと思いますが、この法案に
はもとよりいろいろな問題点がありま
す。しかし中小企業に働く人々
のために、この中小企業退職金共済法
案で退職者の生活の救済を行うという
制度全体の精神そのものについては、
私は賛成するにやぶさかでないもので
ございます。従いまして私のこの法案
に対する意見といたしましては、各種
の問題点について若干私の見解を述べ
させていただきますということで、この法
案がともかくこの国会を通過しますこ
とが中小企業に働く人々のために望ま
しいことであるということをお願いいた
させていただきますのであります。

さて、各種の問題点に入らしていただ
きますが、この法案の一番大きなポ
イントとして問題になる点は、この法
案が、この法案による救済を当事者の
契約にゆだねておる、つまり任意制を

とっておるという点が特にまず第一に
問題になるかと思ひます。この任意制
をとっておるという点につきましては、
主として二つの点から考察する必要
があるかと思ひます。一つは、この
任意制を通してこの制度の救済に浴す
る場合の労働者側の意見と申ししまし
うか、意思と申ししましうか、それが
どの程度この制度の運用に反映する
であらうか。またその制度の運用その
ものについてはかりにおくいたしまし
ても、たとえばこれは中小企業が対象
でございしますから、労働協約というよ
うなことの関連は非常に少いと思ひ
ます。退職金規定その他就業規則とい
うようなものの中にすでに退職金制度
がある程度設けられておるような場合
に、これとこの共済法案による救済と
の調節をどうするかという点が問題に
なるかと思ひます。もちろん私として
は、この法案がかりに通過いたしまし
ても、退職金そのものがいわゆる広義
の労働条件であるということには変り
はないと考えておりますので、従いま
してこの共済法案による救済というも
のと、それとは別に企業の中に設けら
れております退職金制度というものと
は、おのずから調節は必要になると思
ひますけれども、一をもつて他をはか
るということはできない。従つてこの
制度の救済を受けるからといって、退
職金が広義の労働条件として労使の交
渉の対象にならないというふうなことは
あり得ないというふうな、この点に
ついては考えております。

第二の問題点は、今の問題とも関連いたしますが、この制度を他種の社会保険に見られます任意包括制にすべきかどうかという点が、この任意制というところから問題になるかと思ひます。将来この制度が次第に習熟された時、あるいは中小企業の条件というものが改善されるというような場合には、私としてはもとより社会保障的な意味を持つこの制度が任意包括制という方向へ進むことを期待しておりますけれども、しかし現段階においては直ちに任意包括制に進むということは中小企業の労働者の移動が非常に激しいといったような点から見て、現在のところはなお問題ではあるまいか、こういうふうには私としては考えております。

第三の問題点といたしまして、国庫補助の点についての意見を若干申し上げたいと思ひます。現在の法案によりますと、七年以上について五%、十年以上について一〇%、こういうような形でもって国庫補助が行われるという建前になっております。あるいは七年を最低限として国庫補助を行うというこの点については、具体的な何年にしろというような意見は私としては現在はいささか私を待たせておられますけれども、あるいはもう少しこの点をより短期のものについても国庫補助を考慮するという余地はありはしないかという、非常にばく然とした意見でございますが、あるいは十年、七年、この年限をどういたしますか、あるいはこの二段階になっておるのを三段階にするとか、いろいろな考え方がすでに出ておりますけれども、この点については補助の条件となる最短期という

ものを若干低める余地があるのではないかと考えております。

第四の問題点としまして、この法案の対象となる企業の規模について、現在八百人以下ということになっておりますが、この点については、これを何人というところではしるべきかという点についての検討は必要と思ひます。制度の発効の初期にはあるいはこの程度でよろしいのではあるまいか。実は最後の一つの希望意見を申し上げたいと思ひますけれども、この制度は任意制であるということと関連して、運用自体に非常に問題点があると考えますので、その運用を通しての体験といひますか、そういうものを通して、あるいは将来再考の余地が出てくるかどうか、これはそういう実験に待たなければ、私としてはまだどの程度の規模にいかようにこの制度を運用するかという点についての確たる意見を持ち得ないのが現状でございますが、少くとも一応この程度で足してみようという一つの立場ではなからうかというふうには考えております。

次に、この共済事業運営が事業団という特殊の形態、組織によって運営せられるという建前になっております。この点についても各方面からいろいろ意見があるというところは承知しております。この事業団の民主的運営というものが確保されるということと前提条件としまして、これは実はかつて昭和十一年に制定されました例の退手法の場合にもこういう一つの団体によって運営せられるという意見も提案されたこともあつたわけでありまして、従つてこれは前例のないことでもありません

し、要するに事業団の運営が民主的に行われるということと条件にして、現在の仕組みでこの点はよからうではないかというところを一度考えております。

最後に、この法案全体を通じまして私の一番この法案の死活を決するといひますか問題点として考えますのは、一体所期のごとく十分にこの法案に基づく制度が利用されるであろうかどうかという点にこの法案の死活を決するほどのポイントがあるのではないかと。その意味では特にこの法案が現在の形で通過するか、あるいは若干の修正を伴つて通過するかは存じませんが、しかしいずれにせよこの制度が任意制ということとの関係で中小企業に関する啓蒙といひますか対策というものが非常に重要な意味を持つのではないかと。ことに先ほど申しました就業規則等による退職金制度との関連という点とも当然問題になって参りますので、下手をしてこの制度によるということ、この制度を運用しておれば労働組合との間の退職金に関する交渉といひますか、そういうものにはあまり耳をかさないといつたような動きがもし出てくるとしますと、これはすでに労働組合側の意見としてその点が相当懸念されておるといふふうに見えておりますが、そういう意味での中小企業の経営者に対する啓蒙運動と申しますか、これが相当真剣に行われませんとこの制度が十分に運用されないし、あるいはまた今申しましたようなある程度の逆効果と申しますか、そういう点の生ずることを私としても非常に心配しております。これはこの法案自体に対しての意見ではございませ

が、最後にこの法案の通過ということと前提といたしまして私の意見を述べさせていただきますわけでありまして、これで私の意見の開陳を終りたいと思ひます。(拍手)

○國田委員長 次に石田参考人にお願いたします。石田謙一郎君。

○石田参考人 この法案を私拝見いたしました。実はこの法案に關係あるものは、あるいは前提となるべきものは実は商工会議所が中心となりまして、近年各地において退職積み立てのいろいろな制度が設けられておるのでありますが、それらが一つの原因にもなつたんじゃないかと思つております。ただ、商工会議所といたしましては、この退職積み立てというふうなものが、民間で任意にやられておりますのが、民間で任意にやられておりますのが相当普及して参りましたが、その運用、あるいは資金の確保、あるいは働く人に対して必ず退職手当を払ふかどうか、この点を心配しておつたのであります。そういうふうな点からいへば、この国会に提案されておるといふことにつきましては、私どもは大へんけっこうなことだと思つて。そして法案全般に対して、まず私どもも会議所の側としましては賛成であるというところを申し上げ、ぜひ今国会において成立されんことを切望いたすものであります。

しからば、この法案全部にいろいろ問題がないのかどうか、このままでいいのかどうかということが問題になるであらうと思つておりますが、実は私ども自体もこの退職金共済法案というものの対してはいろいろ心配しておる点があるのであります。それはどういふことかと申しますと、たとえばインフレの問題、あるいは最近間々世上にいろいろ申されておりますアメリカの平価切り下げの問題、こういう場合、一体この法案によって積み立てられたものの姿がどうなるであらうかというふうなことであります。御承知のように、戦前、戦後を通じての貨幣価値の変動によって、われわれは相当ひどい目にあっておりますが、これが、働く皆さんのために積み立てるというふうなものにどんな影響を与えるであらうか、こんな点を実は相当心配しております。しかしながら、そういう心配があるから、こういうふうな法案を成立させないのはいかどかというふうなことになるかと、問題はいろいろあるながらも、中小企業対策の一環として、また勤労者の方々の退職手当の確保のためにやはりあつた方がよいというふうな考えざるを得ないわけなのであります。そんな点から私どもはこの法案の成立を望み、かつ、この法案は、冒頭の目的のところからいわれております通り、勤労者に対する一つの福祉政策と申しますか、対策であると同時に、やはり中小企業対策の一つであるといふふうに大体承知をいたしておるのであります。と申しますのは、皆さんすでに御承知のように、中小企業の問題にもいろいろ問題がありますが、その中の一に不正競争というものがございまして、そういうふうなときの一つの底固めとし、また勤労者の皆さんの福祉のために、最低賃金制とかこの退職手当の法案等を通じてこの人たちに幾

分でも安定を与える、そして同時に、これら足をかりとして、中小企業の中の不正競争を幾分でも防ぐことができれば、この法案の成立もまた効果があるんじゃないかというふうにも考えておるわけであります。

ただ、こういう点を見まして、私も二、三、この法案のままでいいかどうかということについて研究をしたのでありますが、私どもの方でもし改正ができるならばしてほしいという点が少しありますので、それらをこれから要望して参りたいと思うのであります。

まず第一に、ただいま吾妻先生からお話がありました、この法案は魅力があるかどうかという問題であります。この魅力があるようにするということが一つであります。そのためには、中小企業の勤労者の平均勤続年数というものをからいたしまして、現在のうちに七年以上ということと無理じゃないか。御承知のように、三十人以下の企業では商工を通じて大体三、八年くらいと考えられております。今日、七年では、全くこの点では魅力がないんじゃないか。こういう点からしまして、やはりこの法案の魅力を増す上からも、給付の補助は、現在の七年以上五％、十年以上一〇％というものに對しましては、少くとも五年以上に対しては五％、十年以上に対しては一〇％、十五年以上には一五％くらいというふうなぜひお願いをしたい、これが第一点でございます。

それから第二点といたしましては、われわれは、この法案の一つの意義といたしまして、零細企業対策の一つだというふうな考えておったのであります。

す。と申しますのは、政府のいろいろな施策の中の中小企業対策が、十分ではありませんが、少しずつ進んでおりますが、零細企業対策というものが大體ございませんで、日本の現状を見ますと、三百数十万の企業者のうちの相当部分が小さな零細企業でございます。生業と呼ばれるような企業だろ

うと思うのであります。こういうふうな人たちは、いろいろな意味から恵まれない立場に置かれておる。しかもやっております仕事の性質は、勤労者の方とはとんだ変らないような姿なのであります。こんな点から申しましても、この法案の一つの意義が零細企業対策にあるならば、制度の純粋性という点から申しますと問題はいろいろあると思うのであります。五人以下

の企業主等に対しては、私どもは何かこの法案の中に入れてもらおう方法はないだろうかというふうな考えざるを得ないのであります。これは、この法案の性質からも無理であるということとは私も承知しておりますのであります。が、ほかに零細企業対策のない今日といたしましては、ことに地方の商工会議所をかかえております日商等の立場から申しますと、生業に類するよう

な小さな企業をやっております事業主は、やはり勤労者と同様に考えていただいて、この法案の対象にしていただく道はなからうかというふうな考えております。これが第二点であります。

第三には、この法案に對しましての資金の運用の面でありまして、これはいろいろ問題であらうと思うのであります。この法案に魅力がありますれば、これは相当普及して額も多くなりまするし、魅力がなければ加入するこ

とも少いと思う。先ほど吾妻先生のお話のように包括、任意包括というよう

【委員長退席、八田委員長代理着席】

この場合に、この相当大きな資金を中小企業、特にこの法案の対象が百人以下となつておりますので、こういうふうな企業から積み立てさせた、その金の還元の問題であります。これはやはり退職積み立て制度というものが、働

く人の幸福を願うと同時に、この人たちのために、その資金をあえて自分の事業に運用せずして、安定したところの事業団そのものに拠出したところの経営者の立場も考えていただきたいて、この点を特に私どもはお願いをしておきたいと思うわけであり

ます。第四には、私が冒頭に申し上げたように、現在すでに商工会議所を中心として共済制度が実施されております。これらの制度を救う方法なのであります。これが、この法案ではまだ十分とはいえないのであります。こういうふうな点についてもう少し考慮が願える余地があるのではなからうかと私

どもは考えるのであります。そうしてせつかくこの法案の前提となるところの基礎づけと申しますところ、それをやって参りましたところの零細企業の方あるいは商店会の方々の積み立てた金も、この制度に何とかもう少し上手に吸収できるような方法がなからうかというところを実は私も考えておるの

であります。実はこの法案にはこういうふうないろいろな問題がまだまだたくさんあると思うのであります。この法案の目的の一つにうたつてありますところの勤労者の福祉事業でございますが、こ

れなんかも、実はその目的の一つとしてやることは私はいふと思うのであります。しかし法案の対象が、やはり恵まれない中小企業の勤労者の将来の生活のための資金の確保ということになりますので、一応は退職金ということに重点を置いていただき、資金の積み立てを多くして、そしてその資金の運用、活用の面においてやっていただき

も早く成立するようにお願いをいたしたい、かように考えます。(拍手)
○八田委員長代理 次に、日本労働組合総評議会社会保険対策部長塩谷信雄君。

○塩谷参考人 少し時間をいただきまして申し上げたいと思います。

実は臨時中小企業労働福祉対策懇談会がこの法案を作成するための諮問的な役割を果たしたと思うのでありますが、その過程では、労働力の確保と安定ということがぜひ必要である、つまり中小企業には最近いい人がどうしても寄りつかない、また長続きがしないということが非常に強調されておったのであります。そこで私どもはこの問題に対しては、給与の適正化をはかるということが先決の問題ではないかということ、まず第一点として考えているのであります。平素の給与は低い、何年か勤続するならばまとまった退職金をやろうというこの制度は、私どもは古い制度であると考えています。いわば徒弟制の遺物であるし、封建的な雇用形態であると考えています。資料によりますと、中小企業関係者の御説明の中で、今の労働力の確保と安定ということをやわらわらして、いわばのれん分け的な性質のものであるという御説明があるのであります。また壮年期における転退時の立ち上り資金だという御説明もあるのがあります。しかしながら今日の経済情勢、産業の進展、こういうものを考えて参りますと、非常な変化をしてやまないと思うのであります。今日以後の情勢下において、果してこれらのねらいが達せられるものであるか、相当疑問があるところではあります。このよ

うな制度に対して国費を投じて奨励をするという政府の意図は、われわれは了解に苦しむところでありました。このような制度を立てます結果といたしまして、第一には、雇用、特に給与の近代化をおくらせるものと判断せられます。第二は、労働者をどうしても企業に縛りつけるような結果になりはせぬか、その意に反して転職退職を困難にするということが予見されるのであります。

いま一つは、たとい共済制度とはいながら、いわば救済を必要とするような零細企業、労働者の犠牲という形において長期勤続者を優遇するという結果になるのであります。このことは憲法二十二条の職業選択の自由にも反すると考えざるを得ません。従いまして、労働者の自由な意思を尊重する、人権を尊重するという形において労働力の確保と安定をはかるためには、このような退職金を支給するということよりは、給与の適正化、特に今日の低賃金の体制を改めるということが先決であると考えております。

そこで、政府の業者間協定を中心とする現在の最賃法については、われわれはこれに対して反対をいたしましたものであります。従いましてわれわれが推進したしております最賃法案の実施が最も適切であろうと考えております。これは全国一律であるという点だけでなく、この制度をしいて参りますためには、同時に思い切った中小企業対策を講じまして、支払い能力を充実させて、制度に対する適応性を作るといことが併用されて参りますから、従いまして賃金の適正化をはかることができるという点で非常に相違

席

があると考えるのであります。従いましてわれわれは現在のような政府の最低賃金制をしいた場合に、たといこれがいよいよ実施されるという場合におきましても、賃金がきわめて低い関係上、労働力の確保と安定のために寄与し得る魅力的なものとならうとは考えられないのであります。労働者を実質上は企業に縛りつけても目的を達しなればならぬというような無理な法案が登場してくるのではないかと考えるのであります。しかもこのように大へん悪い支払い能力のもとにおきまして退職金の掛金を払い込む場合には、現在の賃金総額から、おそらく持ち出しとなる公算が強いと見なければならぬ。従って今までの賃金はかえって引き下げられる危険性が出てくると存じます。言葉をかえるならば、業者間協定という政府の最低賃金制を固定化しまして、それを最高賃金として、いわば低賃金体制の維持に役立たせ得るような、そういうことにならうかと考えまして、このことは現在の政府の最低賃金法案というものとこの退職金共済というものは本質的に見合したものとしてみれば、最初の見合

的というところを見て参りますと、「従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。」となっておりまして、退職金制度というものを通じて労働者のためにお考えになられたのか、企業のために考えられたものなのか、この辺がどうもはつきりいたしておりません。政府の説明によりますと、この制度は従業員の福祉の向上と雇用の安定に役立ち、ひいては中小企業の振興に資するものであるという説明をなさっておるのであります。ところが、先ほど申し上げたように従業員と企業の関係を並列的に表現をいたしておるところから見まして、法案の内容とは一致しないものと考えられるのであります。

さらに、退職金の額はこれは一般に有利ではないと考えます。一つは、支給額は契約後四カ年までは納入掛金よりも少く、七十二カ月まではその掛金を金融機関に預金した場合より少く考えられます。今われわれの労働金庫は、大蔵省の認可を受けてまして助け合い、積金を行なっておりますが、月平均四分一厘で預金を受けまして、一年後定期預金として六分一厘で計算をしておるのであります。市中積立定期預金はこれより平均して金利は高いといわれております。この詳細の数字はもし御質問があればあとで申し上げます。

さらに中小企業従業員の平均在職年数の問題であります。政府の資料を見ますと、大阪商工会議所の要望書では平均二、三年になっておりまして日本商工会議所の要望書では三年前後、全国中小企業退職金共済法制定促進協議会では四、三年となっております。

す。従いまして二年ないし四年と見ました場合に、契約後一年以内は支給されないのでありますから、二年以上で受ける場合でも、その額は永年勤続者、すなわち本法案では十年ないし十五年に退職給付の山を置いていると判断されますので、これらの退職金のための犠牲となるものにならうかと存じます。ことに女子及び老人は対象から除外されるか、もし除外されないで対象となりした場合でも非常な不利にならうかと思っております。

さらに資金運用の問題でございまして、資金運用部への運用が義務づけられております。資金運用部の資金は昭和三十一年度で一兆一千五百六十三億円にも達しまして、本年の三月には一兆五千億円近くもの予想されます。その八六%前後が労働者の厚生年金と郵便貯金、簡易保険、郵便年金等、零細な国民の血と汗の結集でございまして、この資金が預金者の利益のためにほとんど使われておりません。財政投融資に大部分向けられておるのであります。このことは一九五二年のILO条約の精神にも反するものといわなければならぬと存じます。

次は、この法案が成立をいたしますと、退職金に関する労働条件の一部または全部が制限される危険があると思っております。この点はただいま吾妻先生も御指摘になったかと存じますのであります。本法案が成立いたしました場合には、もし退職金制度が使用におきまして、もし退職金制度がない場合には、この制度は明示をされませんでした労働条件となるものと判断をされます。労働基準法第十一条により

ますと「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう」とありまして、また昭和二十二年九月十三日の基発十七号によりますと、退職金、結婚祝金、死亡、災害見舞金等の恩恵的給付は原則として賃金とみなされない、但し労働協約、就業規則、労働契約等によってあらかじめ支給条件が明白にされているものはこの限りでない、とありまして、この通達の要旨は支給条件が明白にされているかどうかにあると判断すべきであらうと存じます。

従いまして、退職金を法定しまして特定の契約を事業団と雇用主の間に契約をし、被共済者はこの契約による利益を保障される限りは、単に恩恵的な退職金として解すべきではないと存じますが、労働条件の最も重要な賃金として扱われなければならないと存じます。大蔵省主計局の岸本給与課長は、三十三年九月発行の「公務員給与体系詳説」で次のように言っております。過去において退職手当は恩恵的給与と考えられていた、しかし現行制度においては退職手当を請求する権利があり、支給する義務があることは明らかである。従って退職手当は勤労の対価たる性質を有する、とあります。しかるに、このように重要な性格を持つと判断されます本法案による退職金制度が、法文自体から見ますとこの点きわめてあいまいでございまして、労働条件であるという明示もございません、また他に悪影響を与えることを規制するような法条もございません。従いまして法案全体から見まして、雇用者または政府によって悪用される可能性が強く、

問題であらうと存じます。特に、労働者の団結力の弱い中小企業労働者にとりましては、企業主が本法案による共済に加入した場合に、退職金に対する一部または全部を規制されるか、これに関する団体交渉権もしくは争議権さへも力関係のいかんによりましては事実上制限または否定される危険性があると考えるのであります。労働大臣または運輸大臣等の介入があるために、もしくは民主的な救済機関がないために、当該の労使間におきます解決だけでは直ちに問題は解決されない、こういう欠陥があることは明らかであります。

次の問題は、労務管理政策に悪用をされまして、労働運動に対する不当介入に利用される危険性があるかと存じます。本法案は任意となっており、す、しかも任意包括加入を認めていないために、全員を被共済者とすることを必要と存じません。また差別扱い禁止の法条はございまして、何ら罰則がないと定めてございまして、何ら罰則がないということは、企業主が被共済者を選択する余地を残しておるものと判断せざるを得ないのであります。ことに労働運動に無理難題な企業主が、まことに残念ではありまするがなお今日中小企業には多いという現状におきまして、懲戒解雇、自己都合解雇によりまする退職金の扱いまたは通算の問題あるいは契約解除に伴う不利益扱いを通じまして、陰に陽に労働組合活動家に対する圧迫は可能であると考えられます。さてこれらの一連のことは、事業団が事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所等に対しまして調査広報の業務を委託することができるとい

うこの法条と相待ちまして、労務政策を通じて労働運動に対し不当介入する可能性は大いにありと申し上げなければなりません。次に民主的な救済機関及び運営諮問機関が規定されていないということであり、労働大臣、運輸大臣の介入、理事長、理事、監事に対する任免または認可権、労働者側に対する多くの委任事項、これらから見まして政府の介入が非常に強過ぎると存じます。同時に懲戒解雇等自己の責めに帰すべき事由、退職給付制限、自己都合退職の場合の通算拒否、契約解除等に伴う不利益扱いの可能性等、事業主の一方的認定を大幅に可能とするのであります、しかもそれがすなわち労働者の権利及び利益に大きく影響する問題を規定しておるのであります。これらに対する民主的な審査機関がございせん。さらに企業主団体あるいは金融機関に事業団の業務を委託してあります。これらの機関の運営を含めまして事業団の業務運営に対する直接利害関係者の発言の機会が与えられておりません。審査機関及び運営審議会は、労働大臣官房三十三年九月十一日付で、共済事業案要綱には当初盛り込まれておらず、本法案にはこれを削除しておるといふ非民主的な措置となっておるか

と存じます。次の問題は、社会保険を含む社会保障の強化を阻害するということであり、退職金はその企業が何年働いたから幾らやるという建前のものであります。社会保険は当人が働けなくなつた、収入が得られなくなったという事実に基づきまして給せられて参ります。

従いまして両者の本質は根本的に異なるのであります。前者をもつて後者にかえるわけには参りません。そこで今日国民年金法案は国会において審議中であり、また現に厚生年金、健康保険、失業保険等もそれぞれ実施をされておるのであります。そうして五人未満の零細企業には、きわめて不十分ではあります。またこれらの社会保険もしくは社会保障によりまする年金は、どんな職場に勤めましてもまた職場を去りましても、各年限を通算しまして与えられるように、少くとも昭和三十六年までは法制化される手はずになっておるはずであります。従いまして、たとひ中小企業において労働力の確保と安定が必要だといつたとしても、のれん分けや立ち上り資金でなければどうしてもならぬ、こういう理屈にはならないかと思ひます。すでに指摘をいたしましたように、りっぱな最低賃金を作るといふことも有力な方法の一つであります。同時にこれら社会保険、社会保障に対する中小企業労働者の熾烈な加入の要望を国の援助によつて実現させるといふことも、重要な対策でなければなりません。しかる

ところに、強制がきわめて困難である、こういう中小もしくは零細企業労働者のための今の任意包括制度が、これでもさへも現実にはまことに名目にとどまっておるのであります。政府は何ら積極的に加入促進の手を打たれておらないのであります。失業保険の問題以外はあるいは厚達省の所管であるといわれるかもしれないのであります。労働省がこの問題に対して関係のないわけではないのであります。最近

の傾向はむしろ加入をばむ傾向にあるように存じております。労働基準法の違反は非常に枚挙にいとまのないような状態であり、この問題をあわせ考えますと、労働者の権利や福祉がこのように放置されておりますことは政府の大きな怠慢であり、従つて国としてまず力を注ぐべきはこの面ではないと存じます。もしも本法案が実施をされました場合には、現に社会保険に加入をいたしております企業がきわめて数少ない、現実から見まして、中小企業者が退職金共済の掛金を払い込む、さらに社会保険料も払い込む、こういう二重、三重の重い負担に耐えられるはずはないのでございまして、社会保険、社会保障の強化を大きく阻害するものと言わざるを得ません。

国庫負担の問題であります。事務費を全額国庫が負担するといふのは、本来国が行うべき事務を他に依頼する場合に生ずる問題であらうと私どもは聞いております。本案は任意制度であり、筋は通らないように思ひます。また事業主が個々に退職金を銀行に預金した場合に税法上優遇されないけれども、本制度に加入した場合に限って優遇をするという矛盾が出て参るかと存じます。御承知のように閣議では二度まで方針をきめられましたけれども、大蔵省が事務的に処理ができなかつた、三度目の政治的な圧力によりまして、ようやくきまつたという経緯があるのであります。この辺の事情というものを、このことは説明をいたしておるのではないかと存じます。

前段で私は退職金は徒弟制の遺物である、封建的な雇用形態であると申し上げました。退職金制度は御承知の通り国際的傾向に見られますように、賃金と社会保障をよりよくしていく、そのために漸次企業自身がこれに對して直接責任をとるという意味合いから、だんだんとその座を賃金と社会保障に譲るべきものと考えております。このようにいたしましたして、雇用の近代化と働く者を含む国民の生活を保障する公的な責任は、生産に責任を持つております企業にはあるように考えるのであります。しかしながら社会保険の利益さえも満足に受けられない労働者、国民の多いきわめておくれた日本の現状、こういう状態の中で今申し上げましたことは方向としては当然なことでありまされども、現状において総評はからばどう考えるのか、こういうことになりましたとすると、退職金制度と申しましても、なるべくそれが労働者自体の権利として、これを近代化し、中小企業の労働者が進んで自主的に、官製ではなく自主的にかつ民主的な制度として創設することを望んでやまないものであります。たゞその自主的な創設が中小企業者なるがゆえに困難であるとしたとしても、政府が本法案の成立に示した熱意をもって、一方では中小企業の大規模の振興をはかり、他面は行政指導を強化いたしますために、当面財政的な援助を与える等所要の措置を講じますならば、自主的に退職金共済制度を打ち立てることは、決して至難ではないと考えます。われわれはこの方向を推進したいと存じておるのであります。

本法案の制定を促進をいたして

まするこういう事実というものは、政府従来の中小企業対策がいかに貧困なものであるか、むしろ偽りに満ちたものであるか、これを示したものでありまして、同時に本法案の成立により多くの政治的経済的利用価値もねらってあるといわなければなりません。特にこの際私は、昨年の十二月、粘川中政連総裁が佐藤大蔵大臣に對して、総評が中心になって行なつておる労働共済事業を押えるために、給付費に對する一五%の国庫補助をぜひ実現してほしいと強く推しておられるよ

しを日本経済新聞が記事として報道いたしておるのを思い出したのであります。これらのことはこれ以上申し上げませんけれども、特に中小企業団体法、環境衛生法の制定、小売商業特別措置法案、最低賃金法案の制定などの見合におきまして、かねて懸案でありました独占禁止法緩和を行う布石とする公算はきわめて強いと申し上げなければなりません。言葉をかえれば、独禁法緩和の露払い的効果も見がすことができないと存するのであります。

中小企業者及びその労働者の利益のために総評はどういうふうに考えておるかということはただいま申し上げた通りであります。よつて総評は中小企業の労働による自主的退職金制度の創設または再編と強化を念願いたしまして、かつこれを提唱する次第であります。政府の本案に示されたような内容を持つ共済に對しましては遺憾ながら反対をいたす次第であります。

以上であります。(拍手)

○園田委員長 参考人に対し質疑を行います。質問の各位に申し上げます

が、先ほど申し上げました通り、参考人の吾妻光俊君は十二時まで、石田謙一郎君は十二時三十分、所用のために退出されますので、そのおつもりで退出される方から先に質疑をお願いいたします。滝井義高君。

○滝井委員 お忙しいところ、非常に有益な御意見をいただいております。ごさいました。吾妻先生が十二時までにお帰りになるそうでございますから、吾妻先生の分だけ先にやらさせていただきます。

まず第一に、今塩谷参考人からの御指摘がありました。この退職金共済法が実施されまると、企業主が共済契約者になりまして、そしてそれは任意でございまして、個々の労働者に掛金の金額を違えて契約をすることとが可能になつておるわけですが、この点、日本の退職手当法の発展の歴史がきわめて情義をもつて与えられたといふような歴史的な経過がありますので、再びこれがそういうことになりま

す、やはり労働管理のなかに非常に利用される可能性があると思うのですが、この点に對して吾妻先生はどうお考えになつておるのか、御説明願いたいと思ひます。

○吾妻参考人 それではただいまの御質問にお答えいたします。御質問にもありましたように、また塩谷参考人からも御指摘がありましたように、中小企業の現在の段階で今お話がありましたような差別待遇といふことが、これが絶無とは考えません。しかしこれは労使関係そのものが、中小企業においてだんだん発展していく過程、まだ未成熟だといふ過程で、あらゆる方面、たとえは不当労働行為その他で現われ

てくる問題であります。かりにこれが組合運動に對する対策といふか、そういう意味でそういう差別待遇がもし現われれば、これは普通の不当労働行為の範疇ですから、不当労働行為の制度によつて救済するほかはない、こういうふうに考えます。その他そういう筋じやない情義といふか、そういうことになつて参りますと、どうもこれは現在の段階では法律の力で何とも押えかねると思ひます。

先ほど私も申し上げたように、この制度は非常に過渡的なものだといふふうな私としては考へておりました。将来はもう少しこれがたとえば任意制が任意包括制になる、あるいはもう少し合理的なバランスのとれた掛金の金額の決定といふようなものも、次第にこの制度の運用の中から洗練されていかなければならぬといふふうに考へておりますが、結局現在の段階ではとりあえずこの法案を制定する方が中小企業で働いている労働者の救済になるという意味で、あまり神経質にその点を考へられま

すことは、かえつて中小企業労働者の救済と保護に着手するといふことの芽をつみとつてしまふ結果になることを私はおそれる。これが私の意見でございます。

○滝井委員 次に、この制度は任意加入で強制加入でない、そういう制度に今度国が事務費を出そう、それからある程度退職金に對しても国庫の負担を行う、こういうことになつておるわけですが、そういうことといたせば石田さんからお述べになりましたが、商工会議所等が推進をしておる民間の退職金制度、それから自主的に労働組合等でやつておるような制度、こういうもの

にも国庫がある程度補助金を出さない均衡がとれないことになると思ひますが、その点についてはどうお考えになりますか。

○吾妻参考人 国庫補助の問題ですが、確かに申しつたように実質的な不均衡はあると思ひます。その点に先ほどの労働側の参考人の反対意見もあつたようですが、しかしこの制度が一つの法律的なものとして現われておるといふことからすれば、これはどうもそういう差別が出てくるのはいたし方ないものであります。もちろん将来民間で行われております退職金共済制度がどの程度伸びてくるか、あるいは労働運動がこれをどう推進するかといふようなことは、これは将来の問題であります。将来そういう各方面の退職金制度が推進されていく場合には、全体を統合した施策といふものが要求されるという段階になるかと思ひます。

しかし現在の段階は、結局この法案が現われた原因が、すでに實際行われておる退職金制度では中小企業の労働者の救済は不十分という認識のもとにこの共済法案ができたわけですが、その限りに對して、この制度の運用に當つて国庫補助が行われるということ

は、いろいろ理論的な問題点はあるかもしれませんが、これは制度としてはいたし方ない、当然とでもいふべきじやないかといふふうに考へております。

○滝井委員 これで終わりますが、この制度が発足をしますと、現在これと一番密接な関係にあるのは厚生年金なんです。そうすると五人未満のものも任意加入で厚生年金ができるわけですが、五人未満の方は加入が少いといふことですが、百人以下あるいは三十人以下

の商業、サービス、こういうようなものにしても今後厚生年金の進展がこの制度ができることによって妨げられるというおそれはないかどうかという点です。と申しますのは、事業主が二重の掛金はとてもできない、こういうことで五人未満という一番社会保障を必要とする層が置いてきぼり食っておるのですが、それがこういう制度ができることによってかえって盲点にますますされて進展しないのじゃないか。特に厚生年金とこの制度の関係をどうお考えになっておるか。

○吾妻参考人 お答え申し上げます。

これは全体として今度の共済法案と社会保障制度との関連は非常にむずかしい問題で、先ほど労働側の参考人から指摘されましたように、性格が非常に違う。社会保障的な制度としてこの法案が打ち出されておるとはちょっと言い切れない性格の違う点があります。そこで二者択一という形で社会保障制度の伸び悩みがきしんないかという御心配だと思ふのですが、これはおのずから時が解決するのではないかと、つまり社会保障制度というものが中小企業の面にまで浸透してくるというほどに体制の整備が行われて参りますと、これはこの制度があるからという点で、社会保障制度そのものの伸び悩みがくるという心配はだんだんなくなる時期がくるのではないかと。そういう意味から申しますと、本来理念的に言えは、退職金制度そのものが、先ほど労働側の参考人から御指摘がありましたように、非常に中間的な、社会保障と賃金との中間にいますか、そういう性格を持ち、やや過渡的な意味を持つ制度だと思ふます。そういう点を強調

して参りますと、これは本来は最低賃金保障という問題と、社会保障制度の拡充ということの中に、長い将来を見通しますと解消していく性格のものではないかと、そういう時期が参りますと、これはおそろく法案も社会保障制度の体系の中にどこかに組み込まれるという時期がくるかと思ふます。しかしあくまで私の見解は、現在の過渡的な段階としては若干そういう摩擦はあると思ふますけれども、しかしとりあえず、この法案が目的としている保護というものがあつたことが、労働者のためにプラスであるという考え方から、この法案を支持したいという見解を述べているわけでございします。

○園田委員長 多賀谷稔君。

○多賀谷委員 吾妻先生に二、三點お尋ねをいたしたいと思ふます。現在の政府の政策の中にも見られるのが、最低賃金におきましても業者だけの業者間協定という型を法定されて、賃金の中に入れてくる、また今度は労働者の意思の反映というものは全然法律の条文からはうかがわれない共済制度を施行してきた、こういう状態の中で、一方をながめてみますと、中小企業の労働組合の組織率というものはずっと停滞をしまして、さっぱり組織化されてない、こういう状態であります。部分的には若干起きておりましても、全体で見ればそういう状態であります。そこでその原因は何かといふと、やはり企業別組合にあるのではないかと。今の中小企業の労働者を企業別組合で組織しようといつても、実際問題としてはなかなかできないのではないかと。こういうふうに考えるわけですか。そこで先生は、中小企業の労働者

をいかにして組織するか、これについて先生の御見解を伺いたいと思ふます。

○吾妻参考人 ただいまの御質問は、この法案とちろん関連はあります。この法案も非常に御質問なものです。が、非常に広範な御質問なものです。が、私もおきに中小企業の労働者を組織化するかという問題については、ある程度意見を持っておりますけれども、ごく簡単に述べさせていただきます。

特にこの法案に関連して申し上げますと、つまり業者間協定とか最低賃金の場合、あるいはこの法律、すべて労働者の意思の反映ということのない救済制度というものが出てきておるといふこととの関連において御質問があつたというふうに考えます。この点は私の考え方とすれば、かりに業者の側に重点を置いたものだといふことを前提にいたしました場合に、これはやはり労働運動としてこの点を制肘していくといふべきか、修正していくといふはかに道がないのではないかと。先ほど退職金というものは労働条件と考えられるといふことを申しましたが、この制度があるがゆえに退職金というものが広義の労働条件からはずれてしまふことではないはずであります。またはずさないといふことのために労働運動のバック・アップというものが必要である。中小企業の中にもそういう労働運動の力というものが入ってこなければならぬ。この法案の罪でそうなんだといふことではないに、むしろ労働運動が退職金の問題をどう処理していくかといふことについての推進力が足りないために、この法案の結果、そういうことになっていくことなんだ

す。ただ、最後の御質問の、どうしたら組織化されるかというところは、実は私の方から伺いたい問題であります。つまり企業別組合というワケをどうして打破するか、これは総評、全労、その他の労働組合の方に一つその建前を示していただきたい。われわれは、企業別組合という状態は、ほんとうの意味の最賃制度でもないし、要するに社会保障制度の確立ということとはむずかしいといふことを年来主張しております。しかしこの労働運動がどうして企業別というワケを破ろうとしておるか、その決心のほどは実は私の方から伺いたい、私が労働運動に向つてこうしろというふうな思い上つた意見を述べるという気持はございませんので、この辺で一つ……。

○多賀谷委員 労働者の意思の反映の点ですが、基準法ではかなり労働者の意思の反映を取り入れるべく法文で努力をしております。たとえば時間外協定でも、賃金控除の場合でも、就業規則の場合におきましても、労働組合のない場合においては労働者の過半数というふうな努力をしておる。やはりこういう法案は、労働者の意思の反映をいかにして入れるかといふことの努力をする必要があるのではないかと思ふます。労働運動の推進も一方ぜひ必要ですが、それがあまり期待されないという現段階では、ただ労働者の意思の反映がないといふことだけではどうも済まない。これはやはりそういう労働基準法に似通った条文の挿入が必要ではないか、かように考えるのですか、どういふふうにお考えでしょう。

○園田委員長 吾妻参考人に申し上げ

ますが、予定の時間が参りましたけれども、あと三、四人おりますから、あと十五分二十分だけお願いいたします。

○吾妻参考人 労働者の意思を反映させるという御意見はまことにこもともであります。ただ労働基準法にあって、これがこの法案にないという点ですが、この法案の中に労働者の意見を反映させるようなうまい方法があれば、それを入れることに反対だといふふうにおとりになつては困りますが、ただ労働基準法の場合には、刑罰をもつて労働者の最低生活を守るといふ非常なきつい態度で経営者に立ち向つておるのであります。この場合には結局、労働基準法の理想としておる線は、できるだけ多数の労働者の意思、労働者の意見というよりも、むしろ組合とか職場の労働者の過半数といふことと申しております。要するに多数の労働者の、しかも決議というふうなものを通じてはつきり労働者の意思といふものを、かりに労働基準法の中に認められている例外規定といふますか、そういうものを適用する場合に、それをつかんでおかないと、個々の労働者が心ならずも個人としてはその緩和といふようなことに同意をすることがあつては、彼のために最低生活を守るという目的が失われる。そこで、機会あるごとに、多数者の意思といふところでも——これも私は多数決だけでいいと思つていないのです。ほんとうをいへば、組合でそう決議したからというだけではなくて、個々の労働者も納得した上で、できれば全員一致ということですが、技術的には多数決といふほかにないわけですか。その場合にも、

個々の労働者の意思を尊重しなければならぬというふうには考えておりません。ともかく労働基準法の場合には、罰則をもって強制しなければならぬと考えているという最低水準の維持というところが問題ですから、その際には、かりに時間外協定の例をあげますと、八時間労働というものは最低線ですが、これをきわめて例外的な場合に破るといふ場合には、どうしても労働者の意思というものをほつきり確かめて、多数者の意思というものを少くともつかんでおかなければ弊害が生ずるのじゃないかという考え方でございまして、この退職金の法案のように、いわば恩恵といつてはいいけないですが、労働基準法というような線から違つたあるプラスをしているという法律の場合には、同じ程度に労働者の意思を求めるといふことは必ずしも必要ではない、こんなふうには考えております。

○多賀谷委員 先生の方から労働者の意思の反映がないということ先ほど指摘されたものですから、具体的にどういふようにこの法律に表わしたらいいか、こう思つて質問をしたわけですが、

それからこの退職金と関連をして、日本の賃金が年功賃金であるということとを言われております。年功賃金というのは、労働者の、要するに実力ある者に賃金が高いということではなくて、長く勤続しておれば、ともかくあまり能力がなくとも賃金が高いということであつて、こういうシステムにあるというところが、最近オートメーション化する、あるいは技術革新が行われる段階において非常に問題になっておると思うのです。そこで私は、この中小企

業者に退職金という制度があることがいけないといふわけではありません、そのこと自体は賛成ですけれども、方向として、年功賃金というものの対して、労働法の権威者であり、直接ではありませんが、いろいろな立場から労働運動に対する評論をお書きになり、またいろいろ指示を願つておる先生がどういふようにお考えであるか、これをお聞かせ願ひたい。

○吾妻参考人 やはりこの法案に関連してだけお答えいたしますが、これはひとりこの法案に関連する問題ではなくて、むしろ大企業の場合にも退職金制度というものが勤続年限を軸にして組み立てられていたのが日本の現状なんです。そういうことを考えますと、どうもこの法案に關してだけその問題を論ずるのは意味がないと思ひます。もちろん賃金形態として、日本の賃金形態が合理的な賃金形態の側に移行していくことに依つて、この退職金というもの性格も変つてきましようし、あるいは退職金制度というものの存在理由が非常に薄くなるということになつて参りましよう。少くともこの法案に關する限りは、これはひとり中小企業だけの問題ではないのでございまして、特に答えを差し控えておいたいただきたいと思ひます。

○五島委員 時間がございませぬので、あとに数名質問者がございまして、私質問をしほつて、二点について先生にお伺ひしておきたいと思ひます。ただいままで、任意包抱の問題と任意加入の問題、それから加入の際の労働者の意思を反映せしめることはどう

かというふうなことに對して質問が行われました。それで、先生がさつき意見を述べられたときに入つていなかつたと思ひますが、商工会議所の代表の方や塩谷さんからは述べられたわけですから、労働大臣の権限が比較的に強い。そこで、私たちは、やはり事業団が組織されますから、それについて、この法案が成立した場合に、何らかの民主的な運営機関というものが必要にならうか。そのためには、労働省内に、事業団の民主的な運営方法とか資金の使い方等の問題とか、その他の問題を審議会組織によつて運営していくような、審議会機構と申しますか、そういうような、たとえば学識経験者あるいは業者あるいは労働者の代表等からなる機構をもつて運営に當るといふように考えられるわけですか、これも、この点については先生のお考えはどうでしょうか。

○吾妻参考人 事業団の民主的な運営を担保するために審議会を設ける、これはたしか社会党の御主張かと思ひます。もちろん私も審議会を設けるということについては、別に異議はない、と言ふとおかしいですけれども、先ほど申しましたように、私がこの法案の通過に賛成するという意見を述べましたのに二つ条件を出しまして、一つは、事業団の民主的運営ということを確認したいという意見を出しております。もう一つは、啓蒙でございまして、そういう条件をつけておりますが、民主的運営を確保するための必要性という点からいって、審議会組織を設けるといふことがあれば、これはベターではないかというふうには考えております。

○五島委員 この法律案をずっと通説いたしますと、やはり今まで滝井さん、多賀谷さんが質問をされましたように、それからまた塩谷参考人が指摘されましたように、この退職金共済法案でも、退職金の問題ですから、労働条件にはかならない。労働条件にかならないければ、やはり労働者の意思、従業員の意思というものが強力に反映される機構でなければならぬと思ふわけですが、

それから、私が一点先生に質問しておきたいのは、たとえば退職金の通算の問題です。自己の都合あるいは何らかの都合で従業員がやめた場合に、退職金は、十二月以上では支給されるわけですが、それよりも、何らかの都合で、本人の意思によつて退職金をもらわないで、六月以内に他に就職する、そういうような場合は、この退職金の月数が通算されることになりまふ。ところが、この法案の内容を見ると、同一職種に勤めた場合に、六月以内であつたら通算できるといふことになつておるわけですが、ですから、たとえばそば屋さんに勤めていた従業員の方たちが何らかの都合でやめて、退職金をもらわなかつた。そして六月以内に、同一職種ですからそば屋さんと解釈しますか、あるいは飲食店と解釈しますか、あるいはもう同一職種に勤めなければ退職金の通算ができないということに解釈されるわけですが、この点についてはいろいろの面から聞いたわけですが、たとえば業者の方たちはこういうような意図があるようです。そば屋さんがせつかく自分たちの従業員に退職金を積み立ててやつたのに、自己の都合でやめてしまつ

て、そして鉄鋼業に勤めた、そういうような仕事の違うところに勤めていた者に退職金をやるということとはどうかなというふうなことで、この法律案に反映したのが同一職種という字句で表わされているやに聞いているわけですが。私たちは、中小零細企業に勤めている従業員は、就職の機会もなかなかない、そして労働条件等々が非常に悪いものですから、なかなか就職の機会をつかむことができない、従つてこういうような退職金の通算に關しては、中小零細企業に勤める職種、事業場に勤めても、通算はそういうふうな強力に制限する必要はないのじゃないか、それが中小零細企業に勤める労働者に対する思いやりでなければならぬ、こういうふうには思つておるわけですが、また同一職種に限ることについては、中小零細企業に勤める労働者の仕事の面を非常に制約するものじゃないかと思つておりますが、こういうような法律の内容、条文の使い方については、どういふようにお考えになりますか。

○吾妻参考人 今二点についてお話があつたように思ひますが、最初が労働条件。退職金は労働条件であるから、これについては労働者の意思の反映をさせるということ、これは私先ほども申しましたように、退職金は労働条件だといふ考え方をとつております。意思を反映させるというのは、要するにこの制度を利用するということの場合と、それからお互いに労働使間だけで退職金制度を作るといふ場合と、若干ニュアンスの違いがありますが、けれども、その点は、この法律ではどの程度意思を反映させるかということが問

は、中小零細企業に勤める労働者の仕事の面を非常に制約するものじゃないかと思つておりますが、こういうような法律の内容、条文の使い方については、どういふようにお考えになりますか。

題になるわけです。一般のお互いの間でやるという場合は若干ニュアンスが違ふということだけは事実だと思います。

それから、御質問の焦点はむしろ第二点にあったようですが、通算の問題ですが、これは労働省令で類似の事業の範囲をきめることになっております。私も実はその場合の御方針をまだ伺っていないので、はっきり承知いたしておりません。よくわかりません。

（五島委員「全般的でいいですか」と呼ぶ）要するに、通算という制度がおそらくやや例外的な制度だということとは事実だと思います。

〔委員長退席、大石委員長代理着席〕

退職すれば、そのときに一応この法律による支給を受けて、それからまた就職すれば、またそこで受ける。しかし、この原則でいくと、労働者が気の毒な場合が出てくるのではないかと。そこで、ある条件をつけた場合に、その条件のもとには通算という、いわば特典といえますか、そういうものを認めようという趣旨で、これがあまり窮屈にしなければ、これは問題があるかと思ひますけれども、類似の事業という程度、これはその範囲がどの程度になるかわかりませんが、これをあまりきつくしほらないということの条件であれば、現在の法律でもさまで都合はなかろうというように考えております。

○五島委員　ほかは他の委員にかわります。どうもありがとうございます。

○大石委員長代理　吾妻先生、時間が来ましたが、もうしばらくよろしくう

ございますか。——それでは小林進君。

○小林（進）委員　先生もお急ぎのようでございますから、具体的な個々の問題は私は省略いたしまして、最近この委員会が公私ともにささやかれています問題について、私は率直に先生に伺いたしたいと思ひます。あるいは御気分が反しまして失礼な結果になるかもしれないと思いますが、一つお許しをいただきたいと思ひます。それはほかでもございませぬ、われわれはこの社会労働委員会だけでも最良法あるいは国民年金等々、数回こういふ公述人あるいは参考人等の諸先生方においてを願って御意見を伺っておるのであります。が、その間を通じて、最近の風潮として、お許しをいただきたいのであります。が、どうも学者の意見が学者らしくなくなつたのではないか、むしろ政治家的な発言に墮してどうもつきりないところがあるというふうなことが言われているのであります。この前も、国民年金法案の公聴会を開きましたときに、むしろ公述人の方からもうそういう意見が出て参りました。私もが学者の方を特に選んでお呼びして御意見を伺ひますのは、やはり学者には理論的な割り切つたすっきりしたものを伺ひたいからであります。それで、業者には業者に対する立場で、利益代表あるいは職場代表で御意見を伺ひたいのであります。そういうようなことは、これは全く見解の相違でございしますから、最初から失礼な点はお許しただきたいということでお願ひいたしておるのであります。このたびの退職金共済法案の問題につきましても、やはり今の中小企業者に

雇われております労働者が気の毒だ、何とかこの人たちの最低生活を保持してやらなければいかぬのではないかと、そういう労働者の立場でこの法案が作られるべきものでなければならぬ、そうあってほしいと私は思ひます。その第一の目的自体が、何かこの法案ではすっきりしないという感じを私は持つておられますけれども、こういう点に対して、先生のお話ではよりベターということを言われまして、が、学問の世界、真理を追求する世界に、よりベターという言葉が一体許されるものかどうかということも考えられるのです。それはそれとして、どうも目的がすっきりしない。それから、やはり労働基準法ではございませぬが、労働者の立場からいっても、こういうような労働者に一番重要な関係のある法案に労働者が対等の立場でも入っていないだけではない、発言権がないというふうな段階、しかも業者だけの任意で、自分のより好む労働者を加入せしめたりすることさえも許されている。そこへ政府がバック・アップしたしまして、そうして五％なり一〇％の補助金を出す。私たちが公平な立場で見ましても、中小企業者の雇用問題、あるいは雇用者の安定性確保等を政府がむしろバック・アップしたしまして、中小企業者の及ばざるところをあと押しをして、そうして日本この零細な減びいく中小企業者を何とか政府がささえてやろうというふうな立場でしかこの法案ができていないのであつて、ほんとうのねらいである労働者を守るとか、中小企業に働く気の毒な労働者の立場を保護してやるというふうなことはちっとも法案の中

ににじみ出ていないのではないかと、そういうふうなことを感ずるのでございませぬけれども、学者の立場として、やはりこれがないよりはいいのだとおっしゃる、その点をいささしく、私の及ぶもつかない深みのあるところを一つお教へ願ひたい。これは先生だけに失礼なことを申し上げてまことに恐縮でありますけれども、私どもは、社会保障制度審議会ですか、国民年金法案を作られた学者の方にもその点を申し上げたいし、最良法に対する勧告をなされた学者にもこの点を申し上げたい。これは私の意見だけではございませぬ。

〔大石委員長代理退席、委員長着席〕

これはおそろしくこの国会内部の、多数とは申し上げませぬけれども、相当の中にこういう空氣がみなぎつておりますので、先生は、そういうわれわれの疑問に対して、全学者を代表するといふような立場で御回答を願へばはなはだ幸いと存する次第であります。

○吾妻参考人　今のお話を伺つておりますと、何か学問というものを取り違えておられるように思ふのであります。学問というものは右へ行けばずっと右へ行き、左へ行けばずっと左へ行くという一本調子のもののようにお考へん意外な御見解を伺つたわけでありませぬ。労働法というものは社会保障だといふことは私の信念なんですけれども、そう一足飛びに理想案というものが実現するものではないから、むしろ積み重ねていった方がよろうということでお私らの見解を述べております。最初に、中小企業の方を守るといふ

ことと業者がかけ持ちみたいなことになつていくという点なんです、私は中小企業労働問題というの、大きく言えば中小企業問題でもあると思う。労働基準法というのはまさに労働者の側だけを考えた法律ですが、しかしそれを運用していきますと、中小企業は存外うまくいかないのです。結局、労働基準法を守るだけの金がないということがだんだん出てきて、根本的な解決は中心のところというものが労働者にあつて、中小企業が救われないような形で労働者の保護をはかつてみても実行性がない。こういう考え方から参りますと、これは両建てでおかしいという議論もあり得ると思ひますけれども、これが日本の中小企業のあり方、零細企業のあり方というものを非常に直截に反映しているというところなりませぬ。もちろん業者の方の還元金融というものをだけを焦点としてこの制度が運用されるといたしますれば確かにおっしゃるようなピンポイントがはつていくといつてもいいのであります。むしろこの法律の建前としては、別にこの第一条の規定をたてたとしてその批判するに当らぬじゃないかというのが私どもの考えであります。

○小林（進）委員　これで私は終わります。が、中小企業を育成、強化することにやらなければ、そこに雇われている労働者は救われないじゃないか、こういうお説でございしますが、その点私どももごもっともだと思います。けれども中小企業に対するこういう退職金に五％、一〇％の補助金を出すというのあり方は、中小企業者の質の改革問題には一つもプラスにならない。これは単なる綱絏策ではないか。同じ

が、それが十年が果していいか、あるいは十五年がいいか、御指摘の通り少くとも十年ないし十五年というところにぜひ持っていきたい、それでもおそいよりも早い方がいいと私どもは考えております。

それから政府が七年から五%ということについては、先ほど申し上げたように、私どもとしては五年五%、十年以上一〇%、十五年一五%と申し上げたのですが、この理由は中小企業の勤続年数ともいうのがとり方によって違います。被用者の数が三十人ある、五十人ある、あるいは法案に盛り込まれた百人もあると、非常に違って参ると思ひますが、少くとも三、四年までは事実でありまして、それをしからばこそまで思い切つて下げたらどうかというところでありますが、この法案の対象がいろいろございまして、私ども考えてみまするに、中卒あたりの子供であります、三年あたりになりますとちやうど仕事を覚えたころになるわけでありまして、どうしても二、三年はかかる。そういうふうなところまで下げることが必要かどうか。しかし、そうじゃない、一つの仕事につく相当の年配の方もございまして、こんな点を考えますと、三年に下げるといふことも一つの行き方だと思ひますが、そういうふうな点からしまして、まあまあ少くとも五年くらいになったら、こゝまで政府が奮発したんだから五%出してもらいたいというふうな考へて、実は先ほど五年五%、十年以上一〇%、十五年一五%というように申し上げておるのであります。

○大原委員 もう一つ塩谷さんにお尋ねいたします。

今までのいろいろな論議されたことなんですけれども、最賃でも社会保険でも、いろいろばらばらにやつて、しかも不徹底だといふふうなことが重なりますと、これがずっと積み重なつていくところへいくんだという見解も抽象的には立ちますけれども、実際には障害になったり、あるいはそういう弱肉強食の積み重ねが、かえつて筋の通つた社会保障制度や雇用政策を妨げる、こういう結果になる、こういう御見解でございまして、その点につきましまして塩谷さんの方で——私も若干指摘いたしましたが、具体的にこの法案に対して修正すべき点をあげられまして、これらこの法案としては致命的な欠陥だ、こういうお考えがありましたら一つお聞かせいただきたいと思ひます。

○塩谷参考人 ただいま修正の最大限度というか最小限度といふ点で、さういふものは何かというお話でございまして、私どもは、この法案で最も重要視しなければならぬのは賃金との関係であるという理解をしております。つまり最低賃金の立て方と、この退職金制度というものは見合つていふものであるという理解をしております。従つてそういうところに本質的なポイントを置いておりますから、政府が国の力をもつてこういう制度を立てるのではなくて、業者が自主的に制度を立てるような方向に、政府はむしろ行政指導をして援助をしてやつてほしい、こういう立場でありますから、当然私どもは基本的に反対の立場であります。修正によつてこれがよろしいという考え方は今のところは持っておりません。ただ法案自体として見ました場合に、どういう欠陥があるかといふことを先ほど来若干の指摘をいたしましたところと重なり合つてあります。

これらの問題のうち何が一番重要であるかといふことになりまして、いろいろ見方も出てございまして、いさぐさいさぐさにいたしまして、退職金制度というものを法の力によつて打ち立てたといふことは、労働条件の明らかな明示でありまして、この限りにおきましては単なる恩恵的な退職金制度であるという理解はできない。先ほど申し上げましたように、当然これは労働基準法及び労働省の通牒等によりまして明らかなように、賃金として扱うべき基本的な性格を持つておるといふ立場から、労働者の権利が明白にされなければいかぬといふことは、これは何といつても指摘をしなければならぬ点であらうと思ひます。

第二の問題は、当然これまた通算の問題がきつて重要であるといふことは論を待たないところであらうと存じます。ただわれわれが、この法案を見まして、いろいろ技術的な表現を用いてありますから、わずかの修正をもちまして、この乱用とか悪用の弊を免れることは困難である。と申しますのは、今日の中小企業の労使関係を、ごらん下さればわかりますように、きつめて労働者の団結力が弱い。おそろく先ほど申し上げました権利の問題にいたしまして、これがどういふふうな生きてくるか、あるいは殺されるかといふ問題は、まさに力関係に依存する面が非常に多いと思ひます。従つて労使間において話し合ひをしたただけで問題は解決しない。そこには政府の介

在がありまして手が届かぬという、そういう法の立て方をいたしておりますから、基本的には相当の手入れをしないと、労働者の権利を確保するといふことにはならぬのではないかと、かなりの面において技術的な修正をしなければ、われわれの希望するような筋のあるものにはならぬのではないかと、私はこういうふうな思ひます。で、これとこれを修正していただければ、こういうふうになるという見解は申し上げられないと存じます。

○園田委員長 ほかにごさいますせんか。——これにて参考人の方々に對する質疑は終了いたしました。この際、参考人の方々に、ごあいさつを申し上げます。本日は御多忙のところ、種々貴重な御意見を述べいただき、本案審査の上に多大の参考となりましたこと、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

午後二時三十分休憩
午後二時五十分休憩

午後二時二十八分開議
○園田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

内閣提出の国民年金法案並びに八木一男君外十四名提出の国民年金法案、及び国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑を行います。小林進君。
○小林進委員 実は大庭にお断わりをしておかなければならぬのでございしますが、きのうこの社労委員会において、総理大臣においでを願ひまして、私どもが蓄積をいたしておりました質

問をやることになっておつたのでございしますが、ちやうど委員長代理

がすわつておつたものでありますから、本会議の開会に藉口いたしました。私の質問の前に打ち切つてしまひましたような次第でございまして、その結果私どもは本日総理大臣に就いて御出席をいただかなければ、本委員会における国民年金法案の審議に應ずるわけにいかぬといふことで、嚴重なる抗議を申し込んだ次第でございしますが、それに対して多くの同僚諸君から、しかし総理大臣は本日どうしても出席できないから、その実弟であられる大蔵大臣が御出席になる、世間伝うるところによれば愚兄賢弟であつて、むしろ弟さんの方が実に入りつてあるから、それで兄総理大臣に対する質問を大蔵大臣に一つやつてくれるようにと、こういうような約束になりましたので、私の真意ではございせん。実は総理大臣に對しましては閣志が油然とわいてくるのであります。大蔵大臣にはどうも閣志がわきませんので、いささか私もとまどいして格好でございまして、さういふ申し合せでございまして、本日は総理大臣にお伺ひするつもりで御質問をさせていだきたと思ひますので、そのつもりで一つ御答弁をいただきたいと思ひます。

総理大臣として第一の質問をお願いいたしますが、実は昨年の五月の選挙の公約以来、自民党が国民に公約いたしましたその主たるものは、減税と社会保障制度の充実でございまして、減税七百億圓、社会保障制度の完備、そ

の中における国民年金法案というものは、重大な選挙の公約でありました。ところがその公約を実現いたしました。臨時国会も、実に警備法であつた。いよいよ通常国会でその選挙の公約が実行されることになったのでありますが、われわれの前に提出せられた国民年金法案というものは、どうも選挙のときの思ひやうな公約からなぐさめずならざいまして、無拠出年金においても七十才以上、与えるものはわずかに千円、しかも所得制限等がありまして、本年度は百億円、平年度三百億という、一兆四千九百九十二億円の予算からなぐさめればスズメの涙と言いたいが、スズメの涙にも及ばざる少額のものを出して、そしてこまかしをおやりになるうとするのでございまして、われわれはとうていこういう少額のものに賛意を表するわけにはいかないものであります。ところが、そういう幾多の点において、どうも公約に偽りあり、あるいは第二次岸内閣にはこの社会保障制度というものに対する熱意がはなはだ希薄であるということをわれわれは感ぜざるを得ないのであります。そういう予算面の少額と相比例いたしまして、特に国民が、今日なお岸内閣のこの社会保障制度に対する熱意を疑つております。多くの原因の中の最も顕著なる一つの事実は、今年の一月に行われた内閣の改造に関する問題でございまして、主流、反主流の争いから、ついには三大臣の辞職という結果が生じまして、それをもとにいたしまして、閣僚の入れかえがあつたのでございまして、閣僚の入れかえの中に、ともかく厚

生大臣の橋本さんが文部大臣になられて、そうして今の坂田さんが厚生大臣になられたのでございまして。私はこういう人事は、いやくも国民に対して、政府の厚生行政あるいは社会保障制度というものに対するその熱意を疑わしむる多くの要素の中の一つの重大な要素である、かように感じておるものでございまして、私が申し上げるまでもなく、橋本前厚生大臣は、二回の厚生大臣の職におつかれたに違ひない、しかもこのたびの国民年金は、橋本厚生大臣が立案をせられたのでございまして、しかも就任早々彼は非常な熱意をもって、あらゆる障害を乗り越えて、この国民年金を自分の手で完成するのであるというところを、われわれあるいは国民に対してはかく公約をせられておつた、それが三大臣の反逆と申しまゐる、辞職によって、臨時に橋本厚生大臣が文部行政にタッチせられた、それはわれわれから言わせれば、しろうとの大員が便宜的に文部行政をやられた、そのやられたことを一つの理由にいたしまして、そうしてこの重大な国民年金に熱意をもって仕上げようと志した橋本厚生大臣が文部大臣に横すべりをさせられた、巷間非常に怪しみまして、その理由を總理大臣に承りまして、臨時にこれをやらせてみた非常に熱意がある、馬力があつた、この五十万教員のあらしの中に立つて、動評闘争というがございまして、この困難なものを払いのけていくためには、橋本大臣がその迫力と威力に於いて適任者である、こういうことを總理大臣が語られたというふうにして、新聞は報道いたしております。その言葉の陰には、予定せられておる坂田文部

大臣は、この動評闘争にはいささか迫力と威力に欠けておるから、従つてそれは重要な閣僚のいすではない厚生大臣の方に回せばよろしいのであるという、こういう言外の言葉が漏れておる。私は坂田厚生大臣とは、大臣に就任せられてから二月近くこうやって委員会を通じてその他を通じておつき合ひを願つておられますが、歴代厚生大臣の中で、おそらく坂田厚生大臣が最適任者ではないか、実にりっぱな大臣であり、新感覚を持たれて、しかも野党を牛耳ること赤子を牛耳るがごとく、実にりっぱな大臣だと心から私は敬服をいたしておりますが、そういう手腕の問題は私個人のこと、そういう手腕の適、不適は別にいたしました。でも、總理大臣たるものがその人事を行つて、そういうような厚生行政の中に生まれてきたような橋本大臣をいさやめる動評闘争に当らせるために、言いかえれば文部行政は一番重要であり、困難である、だからそれを文部大臣にするのだ。坂田さんは、私は知つておりますけれども、七回国会議員に御当選であります、その大半は文部行政にタッチをせられており、まさに文部行政のエキスパートであります。そういうエキスパートで、自他ともに坂田さんは文部行政の最適任者と信ぜられておる人、そういう力が足りないからというふうなことで厚生大臣に持つてこられたということ、これは、厚生行政全般に対する今の岸内閣の軽視の思想が——總理大臣が厚生行政を非常に軽く考へておられる一つの現われであると思つて、これは私個人ではありませんが、世間一般がさう考へております。この問題に対して

どうか一つ總理大臣になつて、佐藤大臣の明確な御答弁をお願いしたいと思つております。

○園田委員長 ただいま小林進君の発言中、不穏当と認められる言辭があつたやに思われます。後刻調査の上、不穏当なところがあれば適当に処理いたします。

○佐藤國務大臣 いろいろ前置きがございまして、私はただいま岸内閣の大蔵大臣であります。人事についてのとかくの批判をする立場ではございせん。特に總理大臣になりかわつていうことでございまして、国会において責任ある答弁は、私は所掌以上には出るわけに参りません。その点をばつきりお断わりいたしておきます。ただいま御意見のうちにございまして、歴代厚生大臣中坂田厚生大臣は最適任者だとおつしやつておられるわけでありまして、その一事で私も全く同様の意を表して、お答へいたします。

○小林(進)委員 大蔵大臣は總理大臣の代理でもございせんので、その御返答はできないというところはやむを得ず了承する以外にはないと思つて、ただ、しかしこの問題は、まだ国民全般からその疑惑を解くまでには至りませんが、一つ将来ともそういう不明朗な人事をなさらないようにしていただきたいと思つてございまして、これは一つお願いの筋にいたしておきます。

次は、限られた時間でございますので私は一問だけでやめたいと思つて、このたび政府がお出しになりました国民年金はいわゆる拠出が主たる本筋になつておるのでございまして、それを補う意味において無拠出が併設せられて

ているという形でございます。その無拠出の金額が平年度三百億円、その支給の開始が老齢において満七十才、かようなことになっておるのでございまして、この問題と関連いたしまして、池田前大蔵大臣が最近非常に名論をお出しになりました。すなわち月給二倍論というのでございまして、その二倍論の根拠は一体どこにあるかといふと、時間と、時間と、時間と、池田勇人氏の主たる意見を、二行申し上げましますと、「月給二倍論」といふのは給与所得者の月給を二倍にする、同時に事業所得も二倍にふやし、国内の有効需要を高める。これこそが、いま日本経済のガンとなつておる、限られた輸出の伸びと、それより大きい生産の伸びとの差を埋める唯一のカギである。かようなことを言われておるのでございまして、これはわれわれがかつて主張した——今でも主張しておる理論と非常に似通つておるのでございまして、なおこの二倍論をやられる理論的根拠として三つをあげておられます。第一は、日本経済は近年周期的に強化された。第二は、今の日本経済は大きな生産力を持つておるが、有効需要が足りず、供給超過圧力にあつておる。第三は、そこで有効需要を起し、供給力——生産力を十分に働かせて日本経済をもつと伸ばすべきである。こういう三つの論拠をあげられておるのであります。私はこれを国民年金に当てはめまして、今はどうも国内においてはボーダー・ラインなどというものが、で一千二百万人もいる。品物はふえだけれども購買力がない。国民は貧乏に苦しんでおる。こういうところ、この国民年金の果す役割といふものは非

常に大きいと思う。生き残った七十才以上の人々にわずかに一千円ずつの金をくれるなどというよりは、この有効需要の観点に立つて、わが社会党の主張するように、六十才から千円、六十才二千円というふうに、この国民年金を年金という言葉に値するように、これを一つ広く国民各層に配布せられたい。私は池田理論が国民年金の側から非常に生きてくると思う。かように考えるのでございまして、この点一つ大蔵大臣に、池田月給二倍論並びにわが党の国民年金法案に対する所見、この両方をお伺いいたします。

○佐藤国務大臣 国民年金は三十四年度の予算に老齢、母子、障害等の各年金を無拠出でまず始めることを予算の上に計上いたしました。冒頭において、その金額が公約と違ひはしないか、こういうようなお話がございまして、どういふような公約をしてゐるかは自由民主党の最もよく存じておるところでありますし、実は私自身もその当時党におりまして、公約は今回の案においても完全に実施してゐると確信をいたしております。七十才以上月千円ということとは当時から申してゐるのでございまして、さような意味で私も公約に違反してゐると思ひません。ただお話になりますように、年金にいたしましても、千円よりは二千元あるいは三千円がいい、七十才よりも六十五才から始める方がいい、こういうような御議論は、もちろん国民の中にもあると思ひます。また社会党御自身は、そういうような表現をされまして、わが党の公約は低きに失する。もしも社会党であるならば、もっと金額を増額できるし、年令も低いところから

始め得る、こういうようなお話であつたように思ひますが、私どもは実現可能な約束をいたしまして忠実にそれを実施いたしておるのでございませう。社会党は社会党としておそろしく十分の財源をお見つけになつて、もちろん天下がくれば実施なさることだろうと私は思ひますが、今まで表現されておりますように、自衛隊の費用を減らしてというようなお話をなさいますと、国民はなかなか納得いたさないものであります。そこでたゞいま小林委員の成長によつて十分まかない得るのじやないか。かねての社会党の主張であつた給与を引き上げる、そのことが内需を喚起し経済の成長を来す、こういう意味で財源は経済成長に期待をかけるんだ、こういう御主張のようでございまして、そうしてわが党の池田君の所説を引用しておられます。御承知のように給与を引き上げるといふ議論は、社会党はもちろん給与を上げることで主として内需喚起、こういう表現で長く主張しておられます。自由経済、資本主義経済のもとにある学者諸君にいたしまして、昨年エアハルトさんが米米して、大いに賃金を増額しろ、国民生活の向上をすることが経済の発展だといふような表現をされた。あるいは正月早々には中山伊知郎君が月給二倍論を発表した。また今度は池田君が同じような議論を出しておられる。

そこで社会党の諸君のお話を、この委員会では小林委員から初めてでありまして、私しばしば他の委員会でも、大蔵委員会、衆参両委員会を通じて、また予算委員会等でも伺いますと、池田君の所説の一番都合のいいところだけを

いつも引用しておられる。私どもの経済理念と皆さんの立つておられる経済理念は根本に違つておるのでございまして、もしも池田君の説に満幅の賛意を表し、これを唯一の力として御引用なさるなら、社会党の諸君はいつの間にか社会党的な経済理念を變更されたか、どう伺いたいような気が実はいたすのであります。そこで、この機会に相違の点を明確に申し上げておきたい。

皆さんの方は給与を上げることによつて内需、消費を喚起する、そのことが経済の成長をさすんだという言い方をいたしておる。私どもの考え方では、賃金そのものは生産性と対応するものだといふ考え方をしておる。すなわち、生産性が向上するところに初めて賃金の高騰というか、これを引き上げる。賃金を上げてやることではなしに、生産性向上と相俟つて経済が成長していく、これが私どもの考え方でありまして、この意味で過去の経過を振り返ります。この意味で過去の経過を振り返ります。十年前の給与と十年前の国民所得、それらのことをお考えになれば、おそろしく給与も二倍近くなつておると思ふ。今後の方向として、経済を進展さしていくこと、それが同時に賃金を向上さし、また生産能力を上げていくゆえんでございまして。表現をいたしまして二倍論をぶつておられますが、一体その二倍論はことしじゅうに上げるというのか、二年後に上げるというのか、五年後に上げるというのか、そういう点には触れておられない。経済はもう生々として成長していくものだし、どの政党で考えになつて

も、経済を成長さし、国民生活を向上さす、もっと豊かな生活をさすというのが政治の目標であることには違ひはない。ただその行く道が、社会党の皆さん方と私どもの行き方が違つておる、これはどうも仕方がないが、そういうものだと思う。そこで、池田君の所説でありまして、池田君の一番大事な点を抜かれておられると思うのであります。エコノミストでどういふ表現をしておられるか、読んでいみせんから私にはわかりませんが、あるいはその中に書いてないかも知れませんが、池田君自身は、三十四年度の予算、財政投融资の金額は適當なものであり、まことに成功だと言つておる。この一事でこの考え方はしっかりと裏づけをされておる。その意味でまだ自由民主党には多数のりつぱな人たちがおられますので、先ほど橋本文部大臣、坂田厚生大臣についてどうもかえ過ぎるということを言われましたが、それぞれみんな最適任者がいつの時代でも生まれて参ります。そういうように、この経済理論につきましても、ただいま申し上げるように基本的な変更はない、この点だけは一つ認識を改めていただきたいと思ふのであります。今日社会保障制度を広く進めておりますゆえんも、わが国の長期にわたる経済発展をやはり期待して、そういう意味で結論を出しておる、この点を御了承いただきたいと思ひます。

○小林(進)委員 もう私に与えられた時間は終りだそうでございまして、大臣の長い御答弁、どうもありがとうございます。ただしかし、池田さんは決して三十四年の予算は非常に有効適切とは申しておられませんでした、た

だ、今の日本の経済は供給超過圧力にあつて、まさに瀕死の状態にあるから、これを何とか抜け道を講じなくちゃならないといふことを言われておるのでございまして、論争しておれば時間がございませぬので、これでございまして。ともかく私どもは国民年金の公聴会等を地方に行つても持ったのであります。そのときに言われることは、軍備競争はもうどうでもい、どうでもい、いずれにしても必要であるといつても、それは将来の問題だろう、将来に備へる問題であらう、しかし、今日のわれわれの置かれてゐる現在、とにかく食ふなという生活のどん底に落ちておる人たちが、千二、三百万人おることは事実でございまして、それを、こういう人たちの救済をあと回しにして、将来の危険に備へるといふ考え方は私どもは、再軍備肯定論者であるにして、なおかつ政府の今のやり方に賛成できない、今の国会で何をおやりになつておるか、国会でおやりになつておるの、グラマンとかロッキードとか、証人を呼ぶとか呼ばないとかいつて、毎日決算委員会を中心に騒いでおるのであります。ああいうグラマンとかロッキードとかいふ飛行機を自衛のために三百台購入するといふか、これを費用は幾らですか、こういうことを言われるのでございまして、大臣、これは政界を抜きにいたしまして、日本の今日のこの時限においてああいうグラマンとかいふ飛行機が一台三億とすれば九百億円、四億とすれば千二百億円の金額だ、そういうような飛行機をどうしても買わなければなら

ない、

いのかどうか。そしてわれわれのいわゆる国民年金、無拠出年金を今日の期限において七十以上の者だけに限定をし、しかも所得制限、これは選挙のときの公約だとおっしゃるけれども、私はあの選挙のときには所得制限という公約は聞かなかったのにさういうこともおやりになった。そうしてわずかな人々に百億くらいしかおやりにならないが、ほんとうの大臣の心の底においてもやはりこれは正当であるとお考えになっておられるかどうか、一言でよろしゅうございますから、お聞かせ願いたいと思います。

○佐藤内閣大臣 たいだいまのお話は航空機の問題についてお述べでございまして、基本的にはやはり社会保障制度の推進の急務ということを強く心から願っておられる御発言だと思います。私も今日の現状というものがこれで十分だとか、これをどうしようもないのだとか、かような投げやりの気持は毛頭ございせん。いわゆる経済を成長させようとしても、体質改善ということを特に強く要望いたしております。この体質改善の中には、いわゆる日本の産業の二重構造といわれるような中小企業であるとか、あるいは農村であるとか、あるいはまた中小企業とまでいかないうちのボーダー・ライン以下の国民層のあることを絶えず考えておりまして、国民所得の増加を企図する意味においての経済の繁栄というのを心から願っておりますのでございします。しかしながらさような考え方をいたしまして、力の強弱のある現状におきましては、国が特に力をおかせない限り、総体としての生活水準などはなかなか向上はしていかない、厚生

白書などが指摘しておるような今日の状況でございします。そういう点から考えて参りますと、社会保障制度——ひとり養老年金や障害年金でございせん。社会保障制度を全面的に強く、また広く、大きく推進していくことの急務であることは、これは御指摘になるまでもなく私どもにもよくわかるのでございします。同時にまた、私どもは独立国家として、この国の安全を確保する、また平和を確保するという意味においての備えというものはやはり必要だ、こういう意味で、私は航空機のどれがいいとか悪いとか申すのはございせんが、ある程度の、国力相應の自衛力を持つということとは独立国家として当然のことではないかと思うのであります。

私ことし初めて三十四年度の予算を編成いたしましたのでございしますが、予算編成に当りましてつくづく感じましたことは、なすべき仕事がいかに多く、しかもこれをまかなう財源に限りがあるということでございます。この点を私率直に皆さん方に御披露いたす次第であります。やはりまかなうべき財源は全部が全部国民の負担によつてまかなわれるのでございします。そういうふうに考へて参りますと、したい仕事につきましてもおのずか前段がある、またその規模等につきましても、やはり国民負担にならないようによく考へていかなければならない、こういう意味でいろいろ私も工夫いたしております、この気持を御了承いただきたいと思ひます。

○岡田委員長 滝井義高君。——質問者の方に申し上げます。あと二人ございしますから、大蔵大臣は参議院の予算

委員会と連絡をして、三時三十分までに了解がついておりますから、それまでに参りますように、時間を厳守していただきます。

○滝井委員 いろいろお尋ねしたいことがたくさんあるのですが、要約をして簡単に申し上げますので、一つエッセンスだけ答弁いただきたいと思ひます。

先般経済企画庁を呼びまして、日本の長期経済計画についてお尋ねをいたしました。ところが三十七年までの長期計画の中に、いわゆる振替財源として七千二百十億円が組まれておりまして、ところがその中に、困ったことにこの年金の計画が組まれてないという事です。御存じの通り年金というものは、長期の計画の上に立つてきておるものです。政府案によつても、ピーク時には五百二十億の金を政府が負担をしなければなりません。ところが政府の一番大きな予算編成の基礎になる長期経済計画の中にこれが織り込まれていないという事、これは大へな間違いなんでしょう。これを大蔵大臣、一体どう考へておられますか。

○佐藤内閣大臣 たいだいまのお話、長期経済計画をいつ発表いたしましたもので、時期としては私もちよつとわからないように思ふのであります。今回の社会保障制度、この法案を御審議賜わりますれば、十分御指摘のようにその点は考へていかなければならないものだと思いますのであります。おそらくその点は優先的に取り上げるべきものであつたといふ事を申し上げまして、お答へをいたしたいと思ひます。

○滝井委員 この委員会の審議の過程で企画庁長官を呼びまして、そうして

質問をいたしましたところ、三十七年度においては、振替財源としては七千二百十億を見ておりますけれども、この中には年金は入っております。実はこれを作るときには、年金の計画はなかった。年金の計画がなかったために入れていなかった。年金というものは昨日も私いろいろ総理に質問をしたのですが、実は国民的な世論が非常に強くなつて、日本の財政と経済との裏づけがなくなつて、実政治的ないわば世論によつて作られたものなのです。従つて当然これは日本の長期経済計画というものを私は変更してもらわなければならぬと思ふのです。財政を組む大蔵大臣としては、今入れたようなことを言われまして、今度は当然われわれは経済企画庁を呼ばなければならぬことになる。経済企画庁は入っております。ということなんです。これは厚生省にまずお尋ねいたします。厚生省入っておりますか。

○佐藤内閣大臣 たいだいま申し上げますように、これは大事なことです。もし入つておらなければ変更してでも入れます。

○滝井委員 これは念のために、変更してでも入れるという言明がありまして、たが、厚生省これが入つておるかどうかが、こういう一番大事なところが大蔵大臣の問と、それから企画庁、厚生省との各関係の間に一貫した意思の疎通がないということなんです。予算編成の基礎になる数字というものは、長期経済計画でしよう。これが今言つたように、大臣はどうも入つておるかおらぬかわからぬし、企画庁は入つていないというし、こういうことでは仕方がないと思ふのです。厚生大臣、もっとこ

ういうところをがちゃんとつかんでおかないと、長期計画なんですから、これを事務当局に今から尋ねなければならぬ。というところではないかと思ふのです。今大蔵大臣は入つていないけれども、日本の長期計画というものは、これによつて変更されるということなんです。なければ変更するということを確認を得ましたから、十分厚生省と連絡してやつてもらいたいと思ひます。

次には財源の問題について、これは私は本会議でも一応御質問を申し上げたんですが、いよいよ年金が充足することになりますと、日本の予算編成上実に異例の措置をとらなければならぬことになるという事です。昭和三十六年になりますと、国民健康保険と、それから日雇いで四百億だけの金を出さなければならぬことになります。昨年の十二月に国民健康保険法が通つて、あなたの方の大蔵当局の言明によつてこの数字が出てきているのです。それから恩給が本会議でも申し上げました通り、三十六年には軍人恩給がピークになって千三百億になる。それからこの国民年金が最低に見積つても四百三十億から五十億になります。そうするとこれだけで二千五百五十億です。今年度の社会保障費は、文官から軍人の恩給まで入れた広義の社会保障で二千七百億円です。そうしますと今年の予算のベースで三十三十六年まで参りますと、皆保険と恩給と国民年金だけを今言つた三つの数字で伸ばして、他のものは今年のベースで伸ばして、他のもは三千五百億になる。そうすると大体七百億から八百億三十五年は社会保障費を増加しなければなら

らぬということになる。社会保障費が、日本の戦後の歴史の中で大体百億が常識だったんです。ところが今年には二百二十三億程度になった。これは百十億の年金があったから二百億をこえたわけですね。ところが今度はこの二カ年間で八百億をやるのですから、社会保障費が今までの倍少くとも恩給はふえてきておりますが、それらのものを入れても、とにかく二百億というものが四百億ずつふえていかなければ八百億にならぬわけですから、そこでわれわれが公聴会に行つてこのことを申し上げますと、私の個人的な友だちの学者なんか一致して言うのは、実は政府が三十四年度に提出制を始めたというのには、滝井さん実はそこにあるのだ、私たちは政府がほんとうに提出制をやる腹であるかどうかということについて非常に疑いを持っております。この点を政府にはつきりしてもらつておいて下さいというのがみんなの意見です。すなわち政府が二年間猶予期間を置いて提出を始めたということについて疑念を持っておる。

そこで佐藤さんにここで特にお尋ねをしたいのは、ほんとうに腹をきめて三十六年から提出制を文字通り始めるという言明をここでやつてもらいたいということですね。今の予算も従つて八百億になるのですから……。

○佐藤国務大臣 ただいまのお話でございますが、数字が私どもの方の見るより少し大きいという感じがいたします。この数字は後ほど主計局長から説明させていただきますが、ちょっと数字が大きいです。しかし非常に飛躍的な増加であることは御指摘の通りであります。そこでこういうものを実施するに

当りまして、一体十分な見通しがあるかどうか、ことにしろと大蔵大臣が出てくるから次のことはわからないのじゃないか、非常に御心配のようであります。この年金制度を始めるにつきますは、むしろ十分精査をいたしておりまして、今の経済の伸び、成長度というものをこれと勘案して参りますと、この程度のものは十分まかなえるというのが私どもの見通しであります。従いまして今日のところ、ただいまの計画を要するような考え方はいたしておりません。

○滝井委員 問題はそこです。大蔵大臣今の言明は、経済が伸びるからまかなえる。そうなるかと、経済が伸びるとどういふことになるかと、これは経済企画庁とわれわれは論議済みなんです。この五カ年間に大体日本経済の成長は六ないし六・五%ずつ成長していく。正確に言うると、〇・八%くらいしか伸びがないのです。そうしますと、その場合にいわゆる消費水準が幾ら上るかという、三十七年度までに三割八分消費水準が上りますと、この年金の保険料と年金額等を変更しなければならぬ。従つて国民経済の成長につれて、年金の提出額と年金額は多くなるので、あなたの言うように、経済が成長したら今の五百二十億というものをさらに六百億、七億、八百億とふやさなければならぬ。そういうことがこの法案に盛り込まれておるのです。経済計画というものと財政というものは見合ふなければならぬ。だから今のあなたの言うような御答弁だと、三割八分伸びるということを言つておるのだから、大蔵省は三割八分伸びた場合に、保険料の今の百円というのを一体

どのぐらひに上げて、二十五年あるいは二十年後の月額二千円のこの年金額を一体どの程度に変更するかという問題が出てくるのです。これをやはり考へておかないと論議ができない。

○佐藤国務大臣 ただいま御指摘になった点はもちろん大事な点でございますが、いわゆる法案の第四条による変更を要するような事由かどうか、その場合にどういふようにこれを変えていくかということでございます。ただいま三八%という表現をしておられましたが、その通りに直ちにそれを変えていかなければならぬかどうか、どういふ影響があるか、これはもう少し研究しないと、当然のようにお考えになりますと、その点は違ひように思ひます。

○滝井委員 いやそれはこの四条をお読みになると、国民の生活水準が上つたときには変更する原則になっておるわけですね。しかも五年に一回ずつ変更するのです。それははつきり厚生大臣も御答弁になつておるし、事務当局もそういう答弁をしてきておるわけですね。ところが今のあなたの御答弁では、それはまたそのときで、やらぬということになるとこれは大へんなことになる。だから私たちは経済企画庁を呼んで、一体今から五年の後に国民所得がどのぐらひ伸びてどういふ水準になるかというのを調べておる。三割八分上るのですよ。三割八分上つて年金や何かを変更せぬでそのままだ置いておくということになれば、これは国民の魅力がなくなる。それで岸さんは何と言つたかという、そのときは、当然インフレその他が起るときに、変更します、そして財源に不足が

出たならば国が責任を持ちますということをはつきり言つたのです。今のあなたの御答弁では、経済が伸びるから財政は今のままでまかなえますと言ふけれども、経済が伸びれば今度は同時に五百二十億なり四百五十億の負担というものはさらに拡大することになります。

○佐藤国務大臣 今滝井さん御自身のお話になりましたように、たとえばインフレ高進というふうな非常の事態、こういう場合だとこれは非常にばつきりいたしております。今の普通の経済の伸びに対して、これに比例してこれを要するといふような書き方ではございません。特別な事態に對しての考え方はもちろんございします。

（それも含むんだよ。と呼ぶ者あり）

それも含むといふお話でございますが、非常な変更があれば当然これは考へなければならぬことでありまして、けれどもその際にどういふようにするか。ちょうど給与ベースの引き上げを物価指数その他から毎年議論いたしておりますが、なかなかその通り出てこないものもあります。ちょうどそれと同じようなことございまして、これはよほどの変更のある場合は、これは非常にばつきりしている。それは総理自身の答弁でもう尽しておると思ひます。問題は通常の場合の経済の成長を直ちに反映さすかどうかはそのときによつて考へたいし、またこれはもちろん財政の都合もよく考へて、そうして真にその目的を達するような方向に努力すべきものだ、かように思つております。

○滝井委員 わかりました。自治庁が呼ばれておるそうですから一緒に答えて

てもらいたいのですが、実は事務機構の問題です。実は私たちは事務機構にこそ大して金がかかるのだと安易に考へておりました。ところがこれをだんだん調べていくと相当驚くべき金がかかるということがわかつてきた。と申しますのは、今年度はなほど無提出だけでございまして、一億五千五百万円を自治体にする、郵便局に七千五百万円をやる、すなわち自治体では一人当たり五十円、それから郵便局では三十五円でございまして、ところが公聴会等で市町村長さんその他の意見を聞いてみますと、市町村側の意見はどういふことになっておるかとお申しますと、少くともこの事務機構を整備するために、大中の都市においては一人当りの受け持つ数は大体千人ぐらゐだ、中小の都市においては五百人に一人ぐらゐの事務員が要るんだ、従つて事務員の数がやはり一万二、三千人ぐらゐなければできないのだ、その金はおそらく二十五、六億なり三十億ぐらゐになるだろう、こういうことです。厚生省当局の意見を聞いてみましても、現在の社会保険の出張所の機構を大体二倍にしなければならぬ、今百あるものをもう百十程度ふやさなければならぬのだ、そうして少くとも職員がやはり三千から四千ふやさなければならぬ、こういうことなんです。そうしますと、これは一体一人の事務費といふものは、現在の五十円といふものは国民健康保険の事務費の半分と見て五十円にしておる。一体自治庁と大蔵省とは——特に自治庁はまず第一にこういう膨大な事務機構がとにかく県を通ぜずにかつと市町村にやつてくる、これに一体いかに対処して年金の

窓口を完全にやろうとしておるのか。そうしてしかもその財政上の問題を大蔵省はどう考えておるか。

○青木国務大臣 御承知のように、明年度におきましては無拠出の年金だけがあるわけでありまして、無拠出の場合、市町村としては裁定事務とか、あるいは受給者手帳の交付とかいうような事務を担当するのであります。しかし、いよいよこれが本格的に実施されてしまふと、言うまでもなく市町村の仕事は現在予想しておりますよりはるかにふえるわけでありまして、そこで私本会議で一人当り五十円と申し上げましたが、これは三十四年度についての問題でありまして、今後本格的な拠出制度が実施されれば、当然これはそれに見合つてふやしていかなければならぬ。また私もさういふ考えに立って、関係当局と折衝いたして参つたのであります。言うまでもなく法律の八十五条ないし八十六条に、この事務費は国庫が負担することになっておりますので、私も法律の精神にのっとりまして、事務費が増加した場合に当然それによって国の費用も増加を要求する、かように考えております。

○佐藤国務大臣 ただいまの自治庁長官の答弁で尽きておるのであります。今回のものは取納事務のない、ただ渡すだけでございまして、また紙その他も全部官給でありますから非常に簡単である、こういう意味で五十円でございしますが、今後は無拠出制ばかりでなく本格的にスタートいたしますと、当然十分査定をいたすつもりでございします。

○滝井委員 その場合に国民健康保険のように事務費をほとんど削減するために、地方自治体の赤字の原因というものは、実にその事務費を自己負担しなければならぬところから赤字が出て、そうしてそれが地方自治体全体の赤字の大きな原因になるというふうなことがないように、十分これは配慮しておかれないと、この掛金が集まらなくなつてしまふ。集まらなければ保険はくずれることを意味する。

次には、時間がありませんからこれで終りますが、本会議でもちよつとお願いしまして簡単に大蔵大臣は片づけられました。大臣も御存じの通り、今度の国会だけでも国民健康保険、国民年金ができません。もう一つ中小企業の退職金共済制度というものができるわけですから、そうすると、これの方でも相当の積立金が出て参ります。それからこれはビーク時には三兆ぐらいになる、あるいは国民健康の伸びによってこの額をふやしますと四兆ぐらいになる。そのほかに現在の厚生年金が三十三億九月現在です。二千三百八十三億の積み立てができて、余裕金が二百五億です。それから、二千五百八十八億という積み立てがある。なるほどそれらのものは徐々に積み立てて参りますので、それとそれ適当に資金運用部によつて財政投融資その他に回して参ります。還元融資に回して参ります。ところがこれらの社会保険の制度がだんだんたくさん出て参りますと、失業保険も今年末には六百億をこえます。それから恩給を今度はあなたの方の年金に切りかえられたわけですが、あれから積立金が出て参ります。こうなりますと、いわゆる

兆のつくぐらゐの積立金というものがこの制度にも出てくるわけですね。今までのように単にそれを資金運用部にちよびちよびとつぎ足してきてそれをやるというところでなくて、これらの長期の社会保険的な制度によつてできる積立金というものを一貫した方針で運用する政策が立てられなければならぬ時代が来たと思うのですが、この点について一体どう考えるかということなんです。

○佐藤国務大臣 基本的な問題でございまして、この種の零細な基金の運用でございまして、十分私どもも気を付けなければならぬと思ひます。安全しかも有利、同時にまたこれらのものが厚生施設その他にも十分還元できる場合に、財政投融資の計画をいたします場合に十分考えたい、かように考えます。

○滝井委員 財政投融資に考えなければならぬことは当然だが、こういうようにあらゆる制度に莫大な積立金ができるというところになると、今までの運用の仕方ではいかぬじゃないか。やはり日本の長期経済計画とか、あるいは財政上の、もっと総合的な見地からこれらのものを運用していく姿をとらなないと、今の各法案の状態を見ると、その積み立てたものはわれわれの金なんだ、だからわれわれの方に持つてこいという我田引鉄になつておる。引水じゃなくてお金を引くことになつておる。それでなかなか大へんなことにならなです。だからそこに一貫して、どこかできちつと系統的にこれらのものを運用する道を考えなければならぬということなんです。

○佐藤国務大臣 ただいま財政投融資というところで簡単に表現いたしましたのが、基本的には御指摘の通りです。これがばらばらにならないことが必要だと思ひます。そうして財政資金といつたしまつての運用については、その使途等について十分効果あるように工夫すべきだと思ひます。

○園田委員長 八木一男君。八木(一男)委員 大蔵大臣に国民年金法に關係いたしました御質問を申し上げますので、率直にお伺いをいたしますので、御高見は十分拝聴したいので、すけれども、御答弁の方も一つ率直にお願いいたします。

大蔵大臣の財政を運営される根本的なお考え方をちよつと伺いたしたいのですが、私どもの考え方を先に申します。財政の運営で、たとえばことごとく米年とかいうように、つじつまが合うといふことはもちろん大事なことではございますが、さういふことだけで考えないで、見通しがあれば、長期間の見通しでことごとくいろいろの計画を組まれる、さういふような広い意味のりつぱな財政方針で考えていかれる必要があると思ひます。大蔵大臣はもちろんさういふようなお考え方でおられると思ひますが、それにつきまして一つ。

○佐藤国務大臣 もちろん自由経済と申しまして、全然無計画で進めるわけではございません。政府等におきましては長期経済計画を立てまして、そのもとにおいて財政計画を進めていくという考えでございします。

○八木(一男)委員 次に国民年金制度、国民年金法についてお伺いをしたのですが、大蔵大臣は国民年金制度

についてはどういふ意義があるというふうにお考えでございしますか。

○佐藤国務大臣 国民年金制度については、この法律にもちゃんとその趣旨、目的を書いておると思ひます。から、この点で十分ではないかというふうに思ひます。

○八木(一男)委員 もう一回はつきりおっしゃつていただいたのですが、所得の少ない人に所得保障をして、その人たちの生活ができるようにするといふような意味だと思ひます。

○佐藤国務大臣 第一条に書いてある通りでございします。

○八木(一男)委員 非常に警戒しておられますので、それではこつちから言いますけれども、結局気の毒な人を助けるという意味のほかにいろいろの意義があるかどうか、この点についての大蔵のお考えを伺いたしたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 もう読まないつもりでしたが、どうしても読まないといけません。どうして読まないといけません。日本国憲法第二十五條第二項に規定する理念に基き、老齢、廃疾又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。非常に明確に書いてあります。

○八木(一男)委員 さういふことだけしかお考えになつておられない。それは間接に言つて国民生活の向上というふうな言ひ方であるので、何でもひっかかれまふけれども、ただ気の毒な人の共同生活による助け合いである、親孝行運動である、さういふことをほとんど全部とお考えになつておら

れるのではないかと思うけれども、それだけではなしに、ほかの点に非常に影響の多い制度であります。これは社会保障制度を通じて所得の再分配が行われる。減税の再分配よりも社会保障制度の再分配の方が緻密に妥当に行われます。現在一定の免税点以下は同じになりますから、緻密に妥当に再分配が行われる。そのことによって消費購買力が恒常的に安定してできることになる。それで産業の振興、安定——途中を申し上げなくても頭のいい大蔵大臣であるからわかると思います。振興、安定に寄与し、次に雇用の増大、安定に寄与するという作用をするわけでありまして。次に生産性向上ということとをさっきおっしゃいましたけれども、所得保障で老人が安心して暮らすという制度ができると、若い健康な労働者がどんどん職場について労働力の質がよくなる、そのようなほんとうの意味の生産性向上ができるような状態になる。農家やあるいは零細企業におきましても、所得保障が完全にできることによって、若い経営者にその経営権がゆだねられる。そうなりますと、農業の近代化とかあるいは協同化という問題が非常にスムーズに進むというふうな、産業とか雇用とか、そういうふうな非常に大きな面へのこの制度が関係があるわけでありまして。そういう意味があるということをお大蔵大臣としては当然考えていただいております。思いますし、いただいております。それならさらに強く考えていただかなければならないと思う。その点について端的なお答えを願いたい。

○佐藤国務大臣 今回の年金制度は、ただいま読んだところで目的は非常に

わかっておられる。ただ警戒をしておられて、それで返事をされない。私も率直に伺っておるのだから率直にお答え願いたい。しかし今言った最後の言葉でわかります。そういう意義は認められているけれども、それを認めたならば、それを倍にしろとか三倍にしろとかいくなり追い詰められる、だからうっかり返事はできない、そういうような態度をとっておられる。私はまじめに伺っておるのだから率直にお答え願いたい。それでいきなり倍にしろ、三倍にしろと言っても大蔵大臣返事ができないことはわかっておる。しかし今のところ助け合い運動とか親孝行運動というだけのことで考えられている向きが多い。しかしそういう意味の直接間接の御判断はなさってもよろしい。とにかく相当程度のそういうような内政上の諸問題により影響のある問題であるということをお認め願って、ただ助け合い運動だからこの程度ということじゃなしに、ほかの点にも効果があるからもっと積極的にこれを推進しようという考え方に立っていただかなければならないと思う。そういう考え方で、今後この制度がよりよく発展されるために御努力になっていただけるかどうか。

○八木(一男)委員 大蔵大臣はやはり

生まれておる、こういうように私もは理解いたしております。

○八木(一男)委員 積極的な御努力をなさるかどうかということが質問の焦点であります。その点についてお答えを願いたい。

○佐藤国務大臣 いわゆる社会保険制度やあるいは組合保険制度とは今同様に非常に変わっております。国自身がその年金制度を創設し、そうして国自身が責任を持つという、これは非常に

理大臣は及第になろうという努力の御答弁をなさった。聞いて、ほんとうにそうだと思う。そこで、内閣総理大臣の方が最高の責任者でありますけれども、現在残念ながら、大蔵省というものは非常に偉大な権力を握っておる。そこにいる主計局長なんというものは、ほんとうに各省大臣以上の権限を握っておる。そういうことではいけない。国家の一番最高の機関で与野党ともに一生懸命論議をして、これがいけないことが、そういう大蔵省の事実上の非常に偉大な権力のためにできないということであって、これは政治の立場としてはいけないと思う。でございまして、大蔵省をあずかっておられる大蔵大臣としての立場ではないに、内閣とともに運行しておる国務大臣の立場として、それがそうだから全部やれということではありません、そういう論議がかわされて、みないと思つたことについては、できるだけ早くそれを実現するために、やはり内閣全体の責任において努力するというような御見解を、国務大臣として御答弁を願いたい。

○八木(一男)委員 今すぐ参ります。

○八木(一男)委員 厚生大臣を中核としたこの社会労働委員会の論議で、いろいろな問題が指摘をされました。そうして与野党の方も当然それに賛成であるような、これはこうすべきだというような点がたくさん出ているわけですから、ところが与野党の方は、本年度の予算がきまつてしまったというワケにははなれて、いいけれどもそれ以上ことはなかなか出られないという状態なんです。ところで内閣総理大臣の岸さんにお伺いしたときに、ほんとうにそういういいものだったからかえる努力をなさったら総理大臣としては及第であるけれども、いいということがわかりながら、内閣の面子ということでは、予算は出し直してできない、あるいは与野党を修正せしめることはできない、これは政治家として落第だということをお申し上げしたところ、総

○佐藤国務大臣 抽象的な問題でございまして、抽象的なお答えをいたしますが、私も政治家の心がけは、ただいま御説のように、常にいろいろなものを作るといふ努力を、あらゆる機会に払っております。これは政治家の当然の心がけだと思っております。

○園田委員長 八木君、もう時間がありませんからそのつもりで……

○八木(一男)委員 それでは具体的な点を申し上げます。政府案の方の拠出年金の方にはいろいろな問題点が指摘

されました。そして開始年令が高過ぎる、六十五才ではお過ぎる、金額が憲法に保障された金額ではない、特に四十五年後の目標がこれであって、とんでもないというような論議がなされた。次に、その内容が社会保険のことで、社会保険ではない。支払いを少ししかできなかった人は年金が少くなる。あるいはもっとできない人は年金がもらえない。あるいは一部分の年金が納めた年金が掛け捨てになって、仕合せな者の方に移ってしまふ。あるいはまた納めるべき保険料が住友左衛門が納めても、ボーダー・ラインの心中一步手前の人が納めても、同額の百五十円だというように点が、非常に問題点として指摘されたわけでありました。政府側、与党側のいろいろな考え方がありになって、いろいろな問題がございまして、それを世論を聞いて社会党のものにして、言っても、これは無理であります。しかし公聴会その他において、半分は社会党の案が絶対によろしいと、残りの半分の与党推薦の公述人も、社会党の案のいいところを取り入れて半分のいいところをやつてもらいたいというところが、全国の公聴会でもこの公聴会でもその声であります。それを総理大臣は、そういう声は聞いてやりたいということを言われた。厚生大臣は非常にやりたがっておられる。そこで最後の難関である大蔵大臣がそういうことを積極的にやっていただければ、そういうことができる。

につきましては、予算の上の抵抗がありながら、厚生大臣もどうしてもそれはしなければならぬと思うというところを認められた数点があるわけです。生活保護法の問題につきましては、この間総理大臣に申し上げましたから、きょうは時間の関係で省きます。たとえば七十才という年齢の開始年令は高きに失する、これはできるだけ低くしたいという考え方は、もう一つは、何と申しますか、内科障害に年金を上げないことは過酷にすぎるといふような点、これは予算の抵抗がありながら厚生省は認めざるを得なかった。そしてまた、予算の佐藤さんに知られることをおそれることがなかったならば、必ずやうと言われるようなものが五つ、六つあります。それは養老年金の方で、配偶者所得制限という実に理論的に根柢のないものであって、実質的に農家の老人たちに年金が回らなくなるような制限、あるいはまた身体障害者の方には、家族加給は母子の方にありながら、それがつかないという点、それから母子と障害者に対する所得制限が非常にきびしいという点、あるいはまたお婆さんが孫を養ひ、姉が弟妹を養つたような場合は、母子家庭よりも非常に気の毒だ、そういう問題をつけないければ意味をなさぬ、逆転をしているという点、数点すべて厚生大臣は暗黙にその通りだということ認められておりながら、ただ佐藤さんの怒りづらな失礼しました。(笑)佐藤さんが非常に憤慨されることをおそれてなかなか答弁をされなかった。ところが内科障害の点と七十才を下げる点、そういう点については、これはもうほ

んとどうに理の当然に負けまして、それは絶対にやるべきだと厚生大臣はおっしゃる。これらの数点をできるだけ早く、今の予算でやれと言いたいのですけれども、実際上無理でありまして、その中で大蔵大臣として、補正予算の機会があれば、こゝろをずかぬものであれば予備費くらいでできます。あの程度のもは補正予算でできる。それ以上のものは来年度でやるといううなことで、できるだけほんとうの意に可能な年金になるように、そしてまたそれが全般のほかに、その役に立つように、そういうことに積極的にやっていた方がいいと思う。これは総理大臣のお考えでもあり、厚生大臣の熱願であります。ただ一つ大蔵大臣がその方向を示されれば、国民が非常に喜ぶわけでありまして、私も政府案が悪い方が割合に攻撃しやすいのです。しかし私もほんとういうような利己心は持っておりません。政府が点数をかせいで、自民党が点数をかせいで、国民のためにいい制度が早くできてもらいたい。その意味でぜひ大蔵大臣の積極的な御答弁を願いたいと思ひます。

○佐藤国務大臣　ただいまの点、いろいろ御意見が存することだと思ひます。そう簡単に賛成ができません。政治的な負担という点、これとやはり財政につけて考えなければならぬ。一面なるほど貧しい者あるいは高齢者あるいは身体障害者等非常に困窮に御奉公した人々を、今回養老年金という制度で援護するといひししても、やはり国の財政であります。財政とは一体何か、やはり国民の負担である。だからやはり国民の納得のいく範囲でなくちゃならない、こういうふうには思ふのであります。ただ私がこの機会に特に御理解をいただきたいと思ひますのは、先ほど来八木委員もいろいろ御指摘になりまして、今回の社会保障制度に年金制度、これを創設した気持は一体何かという点を強くお尋ねになっておられます。見方によつていろいろな批評もあるでございまして、私が、私自身は、国に御奉公した人たちが年をとつてから生活に不安を感じるようなことがあつては相ならないというのが今のような考え方、国が一つの支柱を与えるというところに大きな重点があると思ひます。この点では在来の政治の行き方から見まして非常な画期的な制度だと思ひます。もしもこれができるなら、財政的に許すなら、またこういう制度に對しての国民の眞の理解を得ますならば、もっと早く実現したかも知れない。しかしながら今日ようやくスタートするところ、これを上げようとする、その意味でこれを上げるにつぎましては、大蔵官僚がどう言つたとかこう言つたとかいうお話がございまして、これは大蔵官僚や各省の官僚程度で定められるような問題じゃなくて、これを天下国家の大政策の遂行でありますので、これが決定に當つては各界の権威者を集めての審議会で十分御審議をいたしてその答申を得て、その答申の線によつて今回の法案ができておるのであります。おそろく権威者の諸君も、この案をもつて満足だとは実は考えていないに違ひない。しかし一般の国民生活の状況なり国の財政状態から見るならば、この程度が適当だろうというこ

とだろうと思ふのであります。だから今後改善、進歩というふうな面にはむろん工夫すべきものがあるだろうと思ひますが、今回この案を決定した政府の決意なり、また事務当局がこの案の実施についてたいま協力されておりますその点について、先ほどのような御批判を受けることはまことに私は遺憾に思ふのであります。大政策を取り上げてこれを実施に移すまでの関係各省の連中の苦心、苦勞というものが、財政力と十分に相合していかうか、財政力と十分に相合していかうか、この考え方は私どもがとおる。この点も、別に目の玉が大きいからといってしゃちゅうにらんでおるわけじゃないのですから、その辺はおしかりを受けることはけっこうです。また御鞭撻を賜りますことは喜んで受けるつもりであります。ただいまいろいろの御批判がありましたけれども、ただいまのところ今日のこの案をもつて最善のものだ、私どもはかように考えております。どうかよろしく御了承賜りたいと思ひます。

○八木(一男)委員　大蔵大臣、実は先ほど納得のいくというところをおっしゃいました。これはほんとうに求直に申し上げたいのですけれども、たとえばお婆さんがみなしごを三人養つてゐる場合は、元氣なお母さんが母子家庭で二人なり三人子供を養つてゐる場合よりも生活が困難であつて気の毒であるというところは、これはだれが考えてもそうだと思う。それから十七才の姉さんが十五、十三、七つ、五つくらい弟妹を養つてゐる方が気の毒だとい

うことは、だれが考えても理の当然だ
らうと思う。ところがそういうところ
は私にないようになっていっている。それは
明らかです。間違ひありません。それ
から身体障害者の内科障害といひます
と、ほんとうに動けず死んでしまふよ
うな状態であつて手足がない人と同
じように動けない状態にある。そうい
う人は内科障害であるからということ
で一文ももらえないということになつ
ている。それは全然インチキです。そ
こに小山君もおりますけれども知って
います。そういう人が子供を持ってい
る。身体障害者は結婚しなければい
じやないかと言ふかもしれない。結
婚してそういうことになった、そうい
うときに子供がある、奥さんがある。ま
だ奥さんがあればいいかも知れない。
子供だけの人がある。そういう人
たちの場合は親孝行の息子さん、お
嫁さんにかしづかれてゐる老人より
は——老人に差し上げることはわれわ
れも賛成ですけれども、その人たちがよ
り気の状態にある、所得保障が必
要な状態にある。そういう人がはすれ
てゐるわけなんです。そういう者を救
い上げる御努力は、これは一点、二点
でしたら予備費のほんのちよつぱり
でできる。びっくり仰天する金額では
ありません。ほんとうにちよつとでき
る。そういうことを即刻にやつていた
だいて、そうして来年の財政とにらみ
合していただいて、今国民の希望して
いる状態をお聞きになって、ほかの点
をもっといじくっていただきたい。私
どもは内閣をとりましたら一ぺんにや
りますけれども、残念ながら議席が足
らなくておたくの内閣ですから、そう
簡単にしていただけないことはわか

ますけれども、われわれのお願いでな
しに国民の要望という意味でそういう
不合理な点をあげて——これはそんな
金額じゃありませんから、そういうふ
うに修正をしていただきたい。

それからもう一つ、将来の拠出年金
は二年後に開始されるわけなんです。こ
こに厚生省の資料の十七ページにござ
います。国庫負担がだんだん減るこ
とになってゐる。経済成長率は、いろ
んな議論がありますが、しかしふえて
いくことだけは何とでもだれしもお
認めになるだらう。ふえていって財政
的に予算のワタもふえ、楽な状態にな
るころに国庫負担が減るような計算に
なつてゐる。そのくらゐのことでは、ふ
えていっても、もつと金額自体をふや
せても率はふえないこともある。率が
減つてゐるのではなしに金額自体が
減つてゐるのです。だから金額を倍
にしたつて率は同じことです。そうい
うような状態がありますから、これ
は拠出年金の方も、われわれの指摘し
たような不合理、政府側も認められて
おられるところを相当程度直す余地
が、財政を預つておられる立場として
も容易にできるわけなんです。そうい
うことを一つよく御理解を願ひまして、厚
生大臣がこれから大蔵省にいろいろ御
交渉になるとか、また総理大臣が貧乏
追放のためにやりたいという御熱意に
一つ大蔵省の方も、そういういい年金
制度が発展するように積極的御努力
になつていただきたいと思ふ。その点
についての御決心を一つ伺わしてい
たきたい。

○佐藤国務大臣 ただいま具体的に
あげられました事例について、これは要
望として、御意見として伺うことは当
然でございますが、私少し時間をかけ
れば——必ずしも全部に賛成できるも
のではないのでございまして、その点は
省略させていただきます。しかし私、今
後の厚生省と大蔵省との関係において、
十分調整を要するような点がございま
すれば、十分好意のある考え方——
好意と申しますか、先ほど積極的
にこの制度を盛り立てていくのだとい
うことを申しておりますが、その観点
に立ちましてよく話し合つて参りたい
と思ひます。具体的問題は八木さん
の御意見として伺つておきます。

○八木(男)委員 そういふことで年
金制度がよくなるように御努力願ひた
いと思ひます。先ほど小林委員の御質
問中に、社会党の年金案の財政の裏づ
けについて御批判がございましたが、こ
れについては私も十分な反論も
ございまして、時間がないので、これ
はそうでないということだけを申し上
げまして質問を終ります。

○岡田委員 奥村君——奥村君に
申し上げます。あなたの出席要求中、
主計局長は参議院の予算委員会の関係
で出席しますので、村主計局長が
残つておりますから質問を続けて下さ
い。

○奥村委員 私は委員長のお許しを得
まして、非常に貴重な時間ですが十五
分ばかりさいただきまして、厚生
省の小山審議官、それから自治庁の鎌
田市町村税課長、大蔵省の村主計局
次長に、特に援護年金の受給権者に対
する所得制限の問題だけに限つてお尋
ねをいたしたいと存するのでありま
す。

この援護年金に対する所得制限が非
常にきびし過ぎるということ、かな
り世間の非難もあるようでありま
す。しかし国家の財政の事情からやむ
を得ない点もあるかと思ふのであり
ます。ただ私は受給権者の配偶者に所
得税納税者のある場合は失格すると
か、あるいは受給権者の同一世帯内に
勤労所得が五十万以上ある者は失格す
るか、この点ならまだしんぼうでき
ます。ところが、この点ならまだしんぼうでき
ます。ところが、受給権者が住民税の均等割を
納税する場合は失格するとか、まるで
人並みの世帯を持つてゐる者は失格す
るのだといふことでは、いかにもきび
し過ぎるので、これはもう少し何とか
ならぬかといふことだけに限つてお尋
ねするわけなんです。この点については自
由民主党の国民年金特別委員会におい
ては、受給権者は所得税の納税義務者
の場合には失格する、こういう案であつ
た。これならまだまがまがでできた。そ
れを住民税の均等割といふことになる
と、大ざっぱに申しまして所得税なら
三十万以下の所得がなければ課税さ
れませんが、住民税の均等割といへば
十三万、といひますとこれはずいぶん
レベルが下る。これについてはわが党
の特別委員会だけでなしに、社会保障
審議会においてもこれだけはいかにも
ひど過ぎるじやないかといふ答申を出
してゐるのです。大蔵省なり厚生省の方
も予算の関係もありましようが、資料
を見てみますと、この住民税均等割納
付者を失格させるといふことで、わず
かに失格の見積りは七万八千人、予算
で見れば半年で九億円ですから今年
はわずかに三億円、これがどうして出せ
なかつたか、この点を承わりたいと思
ひます。

○小山(進)政府委員 援護年金の所得
制限が、できればもう少しゆるやかな
ものであつてほしいという御意見に
つきましては、今までもいろいろの方
から御発言があり、将来の望ましい方
向としては十分考へていきたいという趣
旨をこれまで大臣からお答え申し上げ
ておつたわけでございますが、ただい
まお尋ねになりました本人の所得の分
につきましては、先ほどお引きになり
ました自由民主党の特別委員会におけ
る皆さんの御研究の際にも、大体の見
当として月に一万円くらいの所得があ
るならば御遠慮願つてもいいのではな
いか、こういうふうな考え方の方が強か
つたのでございまして、そういう方が
もとになりまして、お一人の場合は老
齢控除がございましてから大体十四万円
というものに近くなりますので、十四
万円に当る所得税を引いたものでござ
います。なおその際に金額で表わさな
いで所得税を引きましたのは、一人の
場合におきましてはたとへば十二万
円、あるいは十三万円と定めまふこと
と、十四万円と定めまふことの間にそ
れほど大きな開きはあるわけではござ
いませんけれども、その人が扶養親族
を持つておりました場合には、扶養親
族の数の多い、少いによりまして非常
にその所得の持つ実質上の意味が違つ
て参りますので、そういうことをよく
反映させるようにいたしたいというの
で所得制限というふうな表現になつた
わけでありまして、ただいま申しまし
たような事情で、党の要望は先ほど先
生のおっしゃつたやうにおきまなかつ
たのであります。私も立派に当りま
してはそういう御趣旨を尊重して十三
万円をもとにし、扶養親族一人につ
いて一万五千円というものをさらに加
えて考へるといふことで、御趣旨の大

分は現在の法案の形で現れておる、
かように考へてゐるのでございませう。

○農村委員 もうこれは議論にわたりますから……。それでは實際の問題として、今年の十月から初めてこの二期的な制度、國民の非常に期待する制度が実施されるについて、實際問題としてこれは実施できるのか、立案者であり、また実施の責任者である政府が、こういう制限を一体具体的にどうだれがどうしてするのかという私は非常に深い疑問を起すのであります。と申しますのは、この十三万円以上の所得というものは、一体どの法律に基いてだれが調べるのかという疑問がまず起る。これは政令に譲つてあります。政令の内容を承りますと、地方税法の二百九十二条の一項によるところの総所得金額、それが十三万円以上、こういうことであります。この地方税法の規定は、すべてこれは所得税法の所得という意味であります。ところが所得税法の所得というものは、御承知の通り税務署が調べている。そうすると、これは大体基礎控除、扶養控除などありまして、総所得が三十万以上あるのを税務署がお調べになつてゐるのです。それを役場が受けて帰つて、御承知のいわゆる住民税の所得割をかける。所得税の納税者以外の者は均等割だけかける。従つて総所得三十万円以下の方は市町村でも、税務署が調べたものを役場が調べ直すと、これはしてよろしくありません。役所は税務署が調べたのをそのまま受けて所得割をかける。ところが十三万円という三十万円からいふ開きがありますから、税務署として調べたことを今度この年金を実施するため新たに調べなければならぬ。これは

だれが調べるのです。ここを實際の問題としてお尋ねします。

○小山(進)政府委員 税については特に権威であられる先生のお尋ねでございませうので、いろいろ非常に専門的な事項を頭に置いてお考えになつてゐることと思つてございませうが、一応現在私どもが整理しております考え方といひましては、申し上げるまでもなく今度の援護年金の該当者になります七十才以上の老人とか、あるいは十六才未満の子供を扶養してゐる未亡人あるいは身体障害者、これはいずれも地方税法におきましては、十三万円をこえる所得がないと均等割を課せられない、かようなことに相なつてゐるわけでございます。それでどういふようなことに着目をしていまして、まず均等割を納める人がこの所得制限に該当するかどうかということが實際の問題として出て参るわけでありませう。それでこれらの人々のうちで、今度は所得税を納める程度の所得のあります人は、先ほども申し上げました十三万円に十六才未満の子供一人について一万五千円を加算しました額は、必ず所得税を課せられる額よりも低くなりますから、その意味におきまして、所得税を納めてゐるような人は問題なく、どういふ角度から見てもこの所得制限に該当する、従つて實際の問題になりませうのは、所得税は納めていないけれども市町村民税の均等割は納めてゐるという老人と未亡人と身体障害者というものが先生が今問題にしておられる対象になるわけでございます。これらの対象は現在の推計によりますと、先ほど御引用下さいました資料に明らかにしておりますように、大体四万五千程度の

ものでございませう。一市町村に直しますと大体十人ぐらいでございます。この十人ぐらいの人につきましては、その人の所得が十三万円はこえてゐるけれども、この法案に規定してゐるような十六才未満の子供一人について一万五千円という加算をすると、それを上回らない程度にとどまるかどうかということの問題になるわけでありませう。これらにつきましては、自分の所得は十三万円に子供一人について一万五千円を加えたものよりも少い、こういうふうな主張される方、そういう方から所得の申告をしていただき、それを市町村の税務当局において確認をいたしまして、それによつて徴収をする、こういうふうな処理方法を考へております。

○農村委員 市町村では昔からたゞ徴税はしますけれども、人様のふところの所得を調べるということとはしたことがないのですが、今度は国民年金実施のために特にそれを市町村にしてみらうということですね。しかし問題は、現に均等割のかかつてゐる者は当然失格になるのです。

○小山(進)政府委員 現に均等割を納めてゐる人々は、先生のお言葉によれば失格するかどうかということを検討すべき対象になるわけでございます。

○農村委員 御承知の地方税法で、老人、未亡人等は、十三万円以上ある者に対しては均等割を付けてもよい。だから均等割がかかつておるということ、十三万円以上の所得があるということ、こういうふうな反対解釈されるのです。

○小山(進)政府委員 その人に十六才未満の子供がなければ、おっしゃる通りになります。子供がおります場合に、十三万円に子供の数一人について一万五千円ずつを上積みして参りますから、それで先生が感じておられる問題をどういふふうな解くかということが問題になるわけでございます。

○農村委員 それは答弁をださなければならぬ。老人年金の該当する七十才以上の老人といふものは、資料によれば約三百万人おられるのでしよう。母子年金の対象は約四十万をこえてしよう。その中の十六才以下の子供さんのある母子家庭といふのは、これはごくわずかでしよう。だから私の言ふのはおもに数の多い方ではない、老人の場合は十三万円以上の者、つまり均等割のかかつてゐる者は全部失格する、こういうことになる。そうすると、今度は市町村長の立場になりますと、均等割はほしい、が均等割をもらへば国民年金は失格する、痛しかゆしです。市町村長の気持からいけば、やはりその市町村には一人でもよい国の恩恵、援護年金はやりたい。が税の均衡上はか並みに均等割だけはもらわねばならぬ。均等割をもらへば失格する。痛しかゆしです。そこで市町村によつては、この際均等割をやめて――

年金の方は一万二千円おる、均等割は年に三百円かをこらでずから、均等割をとるのをこの際やめて、年金を受ける人をふやしてやろうということにもなる。またその法律の執行の責任というのをおそらく市町村長にあるわけじゃないか。その所得を調べる責任というの、市町村長に責任を負わすのですか。それなら法律に明定せねばならぬ。

○小山(進)政府委員 地方税法にきめ

てあります通りに、所得を調べて市町村民税をとるはずでございますから、おそろく援護年金をもらはせたいために均等割の賦課を特に免除するといふようなことはまずあるはずがない、かように考へてゐるわけでございます。

それからその人が果してそれに該当するかどうかといふことの証明は、市町村にしてみたい。

○農村委員 それでは最後に大蔵省主計局の村上次長に伺ひますが、一体援護年金の受給権者の均等割納付の失格七万八千人と見込まれたこの計数の根拠は何ですか。私は七万八千人どころでなく、この何倍も出てくると思ふ。またこれはその根拠のある資料といふのはあるわけはないと思ふ。これは何を根拠にしてこういう計数をお出しになつたのですか。

○村上(一)政府委員 お答え申し上げます。今御指摘の人数は、厚生省の方で課税資料を検討されて、該当事者がそれだけあるといふふうにお出しになつておる人数でございます。

○農村委員 厚生省の方で課税資料をもとにして七万八千人を出したと言われるが、私は厚生省の資料からいふと、こういう数字は全然出ない。七才以上の老人だけでも約三百三十万人おられる。その中で五十八万人の方は働いておられる。だからその五十八万人のうち、の少くとも半分の方は年に十三万円以上の所得があるように思われる。こういう厚生省の資料からいけば、七万八千人という数字はどうしたつてはじき出せぬのです。これは實際上こういうことは実行できないから、私は結局腹

れの方としては、熱心にまじめにやっているつもりでございますので、御了承願います。

○八木(一男)委員 立場の相違と言われましても、今の国民年金における労働者の立場であるとか、失業保険であるとか、当然どんな立場でもやらなければならぬことを全然なまけておいて、ほかのよいものを出してきて、出してきたものがとんでもないものばかりだ。そういうことでは、ほんとに責任を果しておれない。果しておらないことは率直に認めなさいよ。全国民に国民年金制度を作るときに、労働者がはたらかされて、労働者のサービス官庁としてそれでいいですか。答弁に苦しんだら、あなたが倉石君を呼んで下さい。かまいません。

○生田政府委員 答弁に苦しんでおるわけではございませんが、しかし労働省がまじめにやっていないという点についてあやまれというところでございましたらば、これは私といたしましては御返事のできないことでございます。

○八木(一男)委員 政務次官がそれに御返事ができないとおっしゃるなら、政務次官の責任で今直ちに倉石君をかくで連れてきて下さい。

政務次官はそれほどでもないですから、政務次官をあまり困らせるのは悪いですから一応譲りまして、こちらから申し上げますから、きょうのことをよく聞いておいていただいて、倉石君に一番極端な言葉で、一番強くお伝えしたいと思ひます。私の言葉を倍ぐらいにして話さないといふ人はびんごないか

ら、ほんとうにその通りの倍ぐらいにして伝えていただきたい。労働者のサービス官庁である労働省を預かっておられる倉石君は、労働者のことは全然考えておられない。その証拠には、国民年金の制度に労働者を入れるというような措置をしておられない。次にそれが今事務上にかんとかむずかしいというような御答弁をきくとなさる。それならば、制度が分れておても、その分れておる労働者の制度と国民年金制度を少くとも同様に、それ以上にはやらなければいけないのです。そういうふうな高めることを同時にしなければ、労働者が一般国民よりも軽視されたことになる。そういうことと、それからもう一つ、そういうふうな制度が分れていても、今の通算という処置が完全に行われない場合には、途中でやめた人が非常に不利になる。制度が分れるようなインセンキなことをされるならば、少くとも通算措置については完全な方法をとることを、厚生省がなまけておても——そっちに聞かなくていいんです。こっちは言うことを聞いていて下さい。あなたの答弁のときに困られたら、僕の方が終つてから聞かれていいんです。途中から聞くのはやめて下さい。政府委員にも言っておきます。質問がしにくいから途中で言います。終つたとき注意していただいでけつこうです。——そういうふうに通算を完全にする。それから、現在の厚生年金が途中脱退者には脱退手当金しか出さない。この脱退手当金は使用主の出した分は返つてこないわけですから、本人の分によつて利息をつけた分しか返つてこない。ところが、今までかけていた分は使用主の分

ももう権利がある。一番気の毒な人の権利が剥奪されて、仕合せな人を持つていこう、そういう法律の不合理的さ、そういうことを直す。通算を完全にする。そして厚生年金の基準を上げる。厚生年金は、今基準は、お教え申し上げましても、月に三千六百円の基準である。国民年金は三千五百円の基準だ。ほとんど同額だ。国民年金の国庫負担は、政府はインセンキで五割といっているけれども、給付に対する国庫負担は三分の一であります。三割三分三厘三毛。そして厚生年金の方は一割五分。金額はほとんど同じで一割五分であつたならば、労働者だけが恩恵が少いということになる。年金制度に關しては、ほかの国民よりも労働者が必要度が多いのであります。生産手段を持つておられない、店を持つておられない、道具を持つておられない、工場を持つておられない、そういう必要度の多い人に対して、ほかよりも薄いとすることではバランスがとれない。労働者の年金制度が先にできたのは、そういう必要度に應じてきたわけである。その必要度の多い方をほつたらかして、そして、そしてそういうことをした厚生省もとんでもない、けしからぬわけでありまして、坂田君を呼んで下さい。年金のときにはいつも聞いてもらわなければならぬ。

○國田委員長 すぐ参ります。

○八木(一男)委員 そのときに、労働省がそういうことになって関心がなしに、彈正対策ばかり考えているから、よいけいというところになる。厚生省がよいけいというところを忘れておても、労働大臣は血相を変えて乗り込んで、それを直さなければならぬ。てん

でそういうことを考えておられない。そういうことではいかぬ。厚生年金法の改正案を政府が用意しておられる。それが非常に不十分で、金額を一割か二割しか上げない。三割三分にしよとしたら、金額は倍以上上げなければならぬ。金額をある程度にとどめるならば、一割五分の国庫負担の率を上げなければならぬ。そして労働者の年金が必要なる度合いを考えれば、さらに多く考えなければならぬ。ですから、厚生年金を国民年金のようにバランスを合せて、ほんとに内容の整つた、金額の高い、国庫負担のバランスのとれた、そして途中脱退者が損がいけない、ほかの制度と完全に通算がとれる、そういうものを出される決心があるかどうか伺いたいと思ひます。

○生田政府委員 ただいま御審議を願つております法律案と既存の法律との間に多少の差があることは、私どもも存じておまして、この法律ができませんときには、いろいろ議論のあつたところでございます。しかしこれは労働省としては、そのようなものも法律案なら法律案が調整されて、社会保障の一つの水準が引き上げられますことは、私たちも心から希望するところでございます。それで、法律案の中にこれは至急に調整をして、そして水準を高めていこう、こういうふうになつておるようでございますから、それを強く期待しておるわけでございます。

○八木(一男)委員 私の申し上げましたことを、労働次官としては今までやらなかったことにかんがみられまして、これから全力をあげてそれに邁進をされる、それから労働大臣にそうさ

せる、しないときには、もうほんとにけんかをしても労働大臣を改心させる、改心させなければ、政務次官はそれだけの決意があつたのに、頑迷固陋な労働大臣のためにできないということとを声明を発表して、そして世の中がよくなるような立場においてやめられる、そういう御決心があるかどうか。

○生田政府委員 法律の中にちゃんとそのようにいたしますと書いてあるわけでございますから、それが正確に守られることを私たちは期待しておりますし、またその主張もいたすつもりでございます。

○八木(一男)委員 書いてあるのは通算措置だけでございます。金額とか国庫負担とかあるいは途中脱退者の不利な点を直せという、私が申し上げたことは書いてありません。そういう点についてもう御努力をなさるかどうかというのを伺つておる。

○生田政府委員 私たちは社会保障の向上につきましては、この方向にはむろん大賛成でございます。それで、そういうことのありましたものにつきましては、これをいたしたいというのは当然でございます。ただ、一個人の考え方なしに、国の予算とかその他の条件が伴つて初めてできるものでございしますから、それで今八木委員のおっしゃるようなことにびつたりとしたお答えはできませんが、しかし私たちはその方向に努力するつもりでございます。

○八木(一男)委員 労働大臣には非常に腹を立てておりますので、かわりに出てこられた政務次官につらく当たつたのは、非常に強過ぎたのは私恐

る、しないときには、もうほんとにけんかをしても労働大臣を改心させる、改心させなければ、政務次官はそれだけの決意があつたのに、頑迷固陋な労働大臣のためにできないということとを声明を発表して、そして世の中がよくなるような立場においてやめられる、そういう御決心があるかどうか。

○生田政府委員 法律の中にちゃんとそのようにいたしますと書いてあるわけでございますから、それが正確に守られることを私たちは期待しておりますし、またその主張もいたすつもりでございます。

○八木(一男)委員 労働大臣には非常に腹を立てておりますので、かわりに出てこられた政務次官につらく当たつたのは、非常に強過ぎたのは私恐

縮でございすが、ほんとうに怒って
おりますので、今言いましたことを三
倍ぐらゐに強めて伝えて下さい。つ
みかかいたいくらい労働大臣に對し
ては腹を立てております。われわれ社
会全体が怒っております。私がかん
しやく持ちだから腹を立てているだ
けでなしに、みんなが応援しているよ
うな工合で、労働大臣はほんとうに心
を入れかえてそれを熱心にやってく
れ、やってくれなければ政務次官が
ほんとうに困るのだということでは
ございまいと思ひます。

それで、厚生大臣が大事なときに
来られなかつたので非常に残念だつた
のですが、労働省の方は、厚生年金の
途中脱退者の不利をなくする、ある
いはまたバランスを合せる——さ
つき申し上げましたことは、金額を
上げるか、庫負担金を上げるかとい
うことと、同じ金額にしたなら三割
三分になるようにバランスを合
わせなければ、労働者は困る。で
きれば、労働者の必要度が多いので
すから、それ以上になつていいので
すよ。それから通算を完全にやる。
それからもう一つは、途中脱退者
が不利にならないようにする。今の
ように、途中脱退者は脱退手当金
が本人の分に利息をつけたぐらゐ
いしかもらえないということでは
なしに、使用主が出した分ももら
える、国庫負担の出した分ももら
える、そういうふうな途
中脱退者という気の毒な人——これ
は転職ということとは気の毒な
人です。首を切られるというこ
とは、ずっと残っている人よりも
気の毒だ。そういう人の方が社
会保障が必要なんです。そうい
う人を不利にしている厚生年金とい
うものは、実にでたらめな法律であ
ると

私は考える。そういうことを徹底的に
直すというのを一生懸命に努力する
と労働政務次官は言っておられる。
倉石君には三倍ぐらゐの強さで言
う。それで、厚生年金の主管官庁
である厚生省がばやとしてほ
たらかしておるということでは
ない。そういうことについて、
坂田厚生大臣がほんとうに私が
申し上げました通り——簡単に
申し上げましたけれども、この点
は政府も御承知です。それから
おわかりであらうと思ひますが、
その点について、それをほん
とうによくするために、ほん
とうに全面的に、急速に最大の
努力をされるか、そういう点に
ついて厚生大臣のお答えを承
わりたいと思ひます。

○坂田厚生大臣 たいまじ算
委員会に出たので、今まで八木
委員の御質問の内容等を詳しく聞
いておりませんから、あるいは
取り違へた答弁をいたすかもしれ
ませんが、御了承いただきたいと思
ひます。

厚生年金等におきまする被保険者
について有利なようにしていくと
いう努力につきましては、私自身の
努力を払いたいというふうな考
えております。

○八木(一男)委員 それでは労働
政務次官、大へん強い言葉で申し
上げましたけれども、どうか倉石
さんにさつき申しましたように強
力に伝えていただきたいと思ひま
す。

厚生大臣に一点だけ申し上げま
す、さつき大蔵大臣が来られて
、各委員から御発言がございま
した。大蔵大臣も、年金制度の
いろいろ論点になったことを実
現するために努力をするという
ことを、なかなかうまい言い
回しでありましたが、とにかく
そういうような積極的な意思表
示がござい

した。そうして内閣総理大臣も
そういうおつもりでございま
す。ですから、厚生大臣として
も、ますますがんばって、急速
にいろいろ論点になったような
点を解決されるように、ほん
とうに全力をあげてやってい
たいただきたいと思ひますが、
それについて、総括的な御決
心を伺いたい。

○坂田厚生大臣 昨日以来の
総理大臣並びに本日の大蔵大臣
の御答弁等によりまして、おわ
かりいただきましたように、わ
れわれ内閣といたしましては、
年金法を今後とも努力をいた
しまして、充実に、国民のため
に、またほんとうに国民の方
々、特に低所得者の方々に喜
んでいただけるものに作って
いきたいというふうに、私も
固く決心をいたしておるよう
な次第でございま

○八木(一男)委員 厚生大臣
初め政府の各位が、国民年金
をほんとうに世論に従つて、
それから野党の意見のいい
ところも十分取り入れて、こ
れを發展される御努力をなさ
るというところを、これを御
答弁で、そういうふうになさ
るという御決心であることを、
十分そのことを御理解いたし
まして、御努力をさらに御要
望したいと思ひます。

○園田委員長 ただいまの八木
君の発言中、もし不穏当な個
所があれば、速記録を調査の上
、処置いたします。

大原孝君

○大原委員 私は身体障害者
の年金のことについて、一点
だけお尋ねしたいと思ひます
。この身体障害者の年金につ
きましては、拠出、無拠出を
通じまして、今家族の加給が
ないとか、あるいは二級以下
には適用しないとか、金額が
少いとか、いろいろ問題が
指摘されたと思ひます。その
欠陥の一つとして内科的な疾
患についての論議をされた
ところを、前厚生大臣の橋本
さんに私は原爆被害者の年
金につきましてはお尋ねを
いたしました。そうしたところ
が橋本厚生大臣の御答弁は、
調子がよかつたのかどうか
知らぬけれども、この問題に
ついては十分一つ事情がわか
つたので——特にあの人は
岡山の近くで、広島や長崎
のこととはよくわかるので、
十分一つ努力をしたい、こ
ういふお答えでありました。
これは速記録を見ていただ
けなければわかりません。坂
田厚生大臣は、新たに厚生
大臣のお仕事を引き継ぎな
りまして、そして年金を手が
けて今回提案されたわけだ
けれども、どういふ御努力
をなさったか、こういう点に
ついて具体的に伺ひたいと
存じます。

か、金額が少いとか、いろいろ問題が
指摘されたと思ひます。その欠陥の
一つとして内科的な疾患についての
論議をされたところを、前厚生大臣
の橋本さんに私は原爆被害者の年
金につきましてはお尋ねをいた
しました。そうしたところが橋本
厚生大臣の御答弁は、調子がよ
かつたのかどうか知らぬけれど
も、この問題については十分一つ
事情がわかつたので——特に
あの人は岡山の近くで、広島
や長崎のこととはよくわかる
ので、十分一つ努力をしたい、
こ

○坂田厚生大臣 実は、直接橋本
厚生大臣からこの問題につ
きまして、年金をどういふ
ふうな長崎あるいは広島等
の原爆被害者に対してやる
かというところについて、
実は私自身もいたしまして
は承わっておりませんが、
ただ私が就任いたしました
から、広島等における原爆
被害者の方々は、まことに
これはお気の毒な方々であ
るから、何とかして一つこ
れらの方々に對して、も
し援護の手が差し伸べら
れる道があると思ひます。
この前の参議院におきま
す中山委員の御質問等にも
ございまして、その中の
放射能等による被害を受け
られた方々、それらの方
々に對して、医療面

において、あるいはまた生活困窮を
されておられる方々に對する
いろいろの——従来や
つて参りましたことは聞
いておりますけれども、た
だいま年金問題と結び
つけて、直接的には
私今このところ聞いて
おらないのでありま
す。

○大原委員 厚生省の事務
当局にも具体的にその
点についてお聞きいた
したいのですが、そう
いうことについては
引き継いでいない。
そういう点につ
いては事情はだ
いぶ勉強はして
いるけれども、
引き継いでない、
こ

す、私も、こ
ういふお話を
すけれども、
こ

は不治の病
なんです。併
発病を起さ
ない健康管
理をしてい
く、身体の
健康を保持
していく、
そういう点
について国
が管理する
以外にない
。しかしな
がら治療
費につきま
しては、や
はり生活費
がないため
に、治療
も入院もで
きない、こ
ういふこと
も大体わか
つています
。そういう
点から、私
どももいた
しましては、
これは当然
国際法の違
反だから、
平和条約で
權利を放棄
したのだから、
当然国が
肩がわりし
て見ていく
べきだ。こ
んな悲惨な
問題につ
いては、そ
ういふふう
に考えて、
根本的に
遺族に引
当制度を、
あるいは扶
助制度を作
るべきだ。
こ

に病院に通って休む際には傷病手当があるように、医療手当のようなものを最小限度補給をいたしまして治療ができるようにする。そうして健康管理その他の調査を大学やその他の機関で総合的に企画いたしまして、これをする中でこの治療法について考えていく、そういうことが一つ、現在の治療法を補完していくということが一つ。それからもう一つは、この新聞は二月三日の毎日新聞でございまして、これは読売新聞にも出ておりましたけれども、広島市の基町にありましてY M C A 内日本キリスト教奉仕団広島被爆者福祉センター、これらで調査いたしましたところでも、詳細に読めばわかるのですが、しかしこれを端折ってちょっと紹介いたしますと、いわゆるボーダー・ラインの人の生活実態を調べた。百六人中八十八人が医師の診療を受けることができないで、ほったらかしになっておる。そうしてそれぞれの調査をいたしましてアンケートをとりましたら、将来の希望は」という調査に対して六人の婦人が「何の楽しみもないので早く死にたい」という回答をしておる。広島はずいぶん復興したようだけれども、長崎も同じだが、一歩裏道を行ってみたら、電灯もなし、ラジオもなしに、そうしてニコヨンとか生活保護とかいろいろ関係だけではんとうに治療もできないで、ほったらかされておる。そういう人はたくさんおる。これは読売新聞にも出たし、毎日新聞でも事実を紹介しておるのです。これは政府が障害年金を提案をいたす際に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度と、こう身体障害者の趣旨説明をいたしておる。それにこれは

まさに的中しておる。何といっても白血病で、原爆症にかかったら不治の病です、死を待つのです。健康管理をする、あるいは栄養補給をする、いろいろな手助けをしていく、あるいは治療についても国がみる、こういうことを国がしてやる以外には、この問題については希望も何もない。しかも、国家の責任じゃないですか、非戦闘員を無差別爆撃して。岸さんは責任がある。こういう内科的な疾患について厚生大臣は、いろいろ私が事情をこの席で申し上げて、そしてその二つの面についても考えるし、いわゆる身体障害者年金においては十分趣旨はわかったから努力をしたい、こういうお話なのです。現地の視察にも見えました。一般障害とかいろいろな障害があるか知らぬが、事この問題について何も検討されていないというのは、私は非常に不可解である。この点については非常に満足できない。それは努力されなかったことはわかったけれども、どういふうにお考えになっておるか、一つお聞きしたい。

「委員長退席、大坪委員長代理着席」

○小山(進)政府委員 原爆障害の人々の問題については、ただいまお話がございました通り、大原先生からはかねがねお話がございました、私も私も障害等級委員会にこの旨をお伝えして、その際に御相談を願ったのでございまして、その際の結論をいたしましては、非常にお気の毒なことであり、これは他の内科的疾患と同様に十分考慮すべき問題である。しかし、現在の段階においては他の内科的疾患と切り離してこれを取り扱うだけの用意がないから、もう少しこの点一緒に研究して結論を出そう、こういうふうになったのでございまして。先ほど大臣が聞いておられないと申し上げたのは、橋本前大臣から詳しくお聞きしなかつた、こういうことでございまして、障害等級委員のことも含めて申し上げたつもりであつたのでございまして、大臣は予備知識を十分に持っておられませんでしたので、あのようにならしたのでございまして。

○大原委員 私はこの問題は原爆被爆者の医療法の関係その他特殊立法との関係もございまして、また時をあらためまして御質問いたしたと思うのですが、この問題は私どもは、大蔵大臣はきょうイデオロギーが何とかがいつておりまして、これはほんとうに人道的な問題だと思つておる。だから私も社会党は、この問題について実際に現状でできる案を、修正案を用意しておるけれどもこれは出してない。超党派でやりたいと思つておる。従つて当面でできるだけのことを申し上げたのです。原爆被爆者の医療法の改正の問題と、それから年金において配慮していただく問題、私はそういうことがほんとうに行き届いた、きめのこまかい社会保障制度に対する考えであつて、これは等級を定める委員会において簡単に論議して、予算とかね合ひやあるいは現状認識を十分されてない方々の手によって簡単に処理するべき問題ではない。この問題については総合的に私どももいたしましては御質問の申し上げる機会をぜひ持ちたいと思うのですけれども、特にこの問題は年金との関係におきましては厚生大臣も十

分御留意いただきまして、現地の実情を御調査になったりあるいは一医療法では本年は予算が機械的に削られていくのです。これは根本原因は何かという生活問題です。治療をしたってなおらないということと一緒に、治療をしたらば食えない、死ぬということなんです、そこまでするおる、そういう問題でありますので、ぜひともそういう点を真剣に御研究いただきましてお取り上げいただきたくお願い申し上げます。

○大坪委員長代理 多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 私は国民年金という画期的な法案が制定されるに当って、先般労働大臣にもお尋ねしたわけですがILO、第百二号条約、社会保障の最低基準に関する条約についての批准の問題をお伺いしたいと思つております。

この条約の内容をながめてみますると、非常に寛大な条約になっておるわけでありまして。この寛大な条約になっておるゆえんは、これは戦後の労働条約であり、後進国がILOに多く加盟した後の条約であるからであります。そこでこの条約は比較的批准しやすいように、最低の最低をきめておる。そこで日本におきましてはこの条約の批准は困難ではないと思つておるわけですが、どうして厚生省並びに労働省ではこの条約批准の手續をおとりにしないのか、これをお聞かせ願ひたい。

○坂田国務大臣 私はILO条約におきますところの条件というものが非常に低位に置かれてあつて、そして労働条件のまだあまり発達しないところの国々においてもなるだけこの条約に加盟ができるような気持でやつておると

いうことは承わつておるわけでございますが、たとえば失業保険等についてはたしか条件は満たされておるといふうに聞いておりますが、その他のものにつきましては、いまだにその条件を満たされていないように聞いておるわけでございます。そういうような関係から、やはりこの条件等が整わなければいけないのではないかと、いふうに考えておるわけでございます。これら点につきましては、小山審議官から答弁をいたさせます。

○小山(進)政府委員 昨日総理から、またたまたま大臣からお答え申し上げました通り、ILOの最低基準の条約については、常にわが国の社会保障制度をこれに達せしめるように改善していかなければならない、かような考え方を政府内部においては持つて、改善の方向をきめておるわけでございますが、ただいま大臣から申し上げましたように、遺憾ながら現在の内容ではまだ年金部門につきまして批准し得るだけの内容になっておりません。おそろしく今国会で御審議を願つております法案程度になりますならば、かろうじてその条件が満たし得るのではあるまいかというように考えておるわけでございます。なお疾病部門におきましても、非常に厳密な条約を解釈いたしますと、若干抵触する部分がございますけれども、これは大筋として通過できるものとしたしまして、年金部門と疾病部門が通過できるようにいたしますならば、政府内部としても早急にそういう道をとりたいというふうなことにいたしておる次第でございまして。

○多賀谷委員 私もさつと国内法との

関係なをなめてみたわけですが、まず最低基準の条約が要求しております医療関係について見ますと、これは条約は予防と治療と双方を要求しておりますわけでありまして、ところがわが国においてはもっぱら治療に限っております、これが医療関係においては一つの問題点になると思ひます。さらに出産に対する医療給付というのを強制しておるわけでありまして、わが国では出産医療は取り扱っていない、これが問題になると思ひます。その次の第三点としては、費用の負担区分につきまして、本人費用の負担について、出産についてやはり全然費用の負担というものが考えられていない、これもやはり問題になる。医療は、これはちょっと基準に合わないと思ひます。しかし医療というものはかなり重要視しておることは事実であります。国際労働条約の、事務局の原案には医療はいわば必須要件といひますが、必ずやらなければならぬ一つの要件であるということを出しましたけれども、それは後進国が多いということで一応医療の部分は必須要件でなくなつたわけでありまして、日本が今から批准をしていくという段階になりますと、医療という問題はやはり批准の必須要件ではありませんけれども、ILO常任理事国としての立場からいいますと、これはやはり大きな問題ではないか。でありますから、これについては十分今後国内法の整備をはかつていただきたいと思ひます。さらにまた疾病給付であります。これは私は健康保険の傷病手当金という制度、これで大体足りるのではないか、あるいは足りない場合があるのかしませんが、大体いくのではな

いかという気がするわけでありまして、それから失業給付であります。失業給付につきましてもこれは大体標準を上回つておると考へていいのではないかと。さらに問題の老齢給付ですが、従来は、今までの厚生年金ですと大体二点問題がある。第一点は、最低十五カ年の拠出をした者には、やはり減額年金をやらなければならぬという強制がある。これは今までの厚生年金に納めたものであります。今度できればこれは批准できるのかもしれないが、そういう問題。それから次に老齢者に対する暫定年金の支給がなくなつた。現に老齢者の人、これは今度の老齢の援護年金でいき得るのではないかと。そうすると、一体老齢給付というものは、今度の国民年金を合せて、最低基準に合うかどうかというのを、あとから御答弁願ひたいと思ひます。それから業務災害の給付については、これは残念ながら、長期給付をしなければならぬのを一時金でやっておりますから、これはやはり適合してない、こう考へざるを得ない。そこで、労災も一時金打ち切り補償という制度を、やはり長期給付の形に変えなければならぬという問題が、やはり国民年金、厚生年金というものがだんだん完備するに従つて、問題が起るだらう、こういうことが言えるのではないかと思ひます。

「大坪委員長代理退席、委員長着席」
家族給付につきましては、これは残念ながらその水準に全然達してないといふことが言えるのではないかと。出産給付につきましても、医療と介助に対する現金給付を規定しておりますので、医療については、前述いたしましたごとく、これはやはり批准の基準に合っていない、こういうことがいえるのではないかと。廃疾給付につきましては、障害年金、あるいは今度出ますやばり障害年金ですか、こういったことで、これはできるのではないかと思ひます。さらに遺族給付につきましても、これはまた給付額の点において合致してない点がある。しかし全般をなめてみますと、大体三つはできるのではないかと思ひます。傷病手当金を制度としております傷病給付、それから失業給付、廃疾給付、こういうことで、ちよつと体裁は悪いのですけれども、理事国としての体面は悪いのですけれども、大体批准できるのではないかと思ひます。これは一体どうして批准の手続をとられないのか。あるいはさらに老齢年金を一本入れられて批准をせられるのか、果してこの老齢年金では基準に達しないのか、この点を御答弁願ひたい。

○小山(進)政府委員 たいだい大へん専門的な御検討に基き御意見があったわけでございますが、私ども事務局の間でかねがね話し合つておりますことは、先生仰せのごとく、やはり何となく、批准するならば、失業と疾病と老齢という、やはり社会保障の柱ともいふべきものについてパスしていただきたい、そういう方面について何とか一つ若干無理な解釈があつても、大体大筋としてはいけるというところまで持つていって、批准というものを手続的に進めるようにいたしたい、こういうふうな話し合つていられるわけでございます。ただいま仰せになりました老齢給付につきましてもございしますが、今

回改正を予定しております厚生年金保険法では、老齢給付の額は、かろうじて求められていく程度までいけるであらう、しかし遺族給付、障害給付になりますと、どうもまだそこききめられていくところまでいけるか、なるといふような程度のものでございします。で、これらの点につきましても、さらに国民年金制度の充実と並行して改善を加えていきたい、こういうようなことが、現在の段階で労働、厚生両省で話し合つていられる事項でございします。

○多賀谷委員 しかし面目は面目でして、実際の実態は実態です。ですから百数十号出ておりますILO条約の中で、まだ二十五くらいしか批准の手続をとっていないのですから、私はできればやはり批准をした方がいいと思ひます。ましてや老齢給付においてせつかく国民年金を出すのですから、後進国も受けられるような最低基準を出しております、その最低基準にも及ばないということでは、私はこれだけ政府が宣伝をした価値がないのではないかと思ひます。ですから遺族給付の点あるいは障害給付の点、どこが一体条約の老齢給付の基準に沿わないのか、これを一つ明確に御答弁願ひたい。

○小山(進)政府委員 大へん現縮でございますが、実は厚生年金保険法の今の改正内容については、正確には承知しておらないのですが、今度の改正では基準の年金額が上がることになりまして、自動的に老齢給付の額が求められていく条件に合ひ得る、こういうふうな私ども判断しているのでもございしますが、遺族給付と障害給付について特別な改善の措置が加えられるように

なっておりますので、ILOの条約で定められておりますあの標準的な賃金との割合の額をどうも下回るといふ点がまだ改善され切れぬで残つております、こういうふうな考へていられるわけでございます。なおさらに取り調べまして、万一間違ひがございましたらば適当な機会に訂正させていただきますと思ひます。

○多賀谷委員 なぜそれをおやりにならないのですかね。大体国民年金と厚生年金と出るのに、まだこの最低の最低、後進国でもできるような条約が批准できない、その基準に達しないといふことでは、私は全く情ない思ひをするわけですから、せつかく制度を踏み切るというところでは、私は制度の発足に當つて非常に遺憾だと思ひます。ですからもういった遺族給付並びに障害給付において足らないというならば、それをおやりになるのが政府ではないかと思ひます。まだ的確にあなたの方ではつきりしないといふことでは、いかにILO条約に不勉強であるかを暴露するようなものであつて、どの点がどれだけ違ふのかという——今お話しになりましたが、結局標準所得との関係というところをおしやいましたか、なぜそういうように立法化されなないのか、これは非常に遺憾に考へるわけでありまして、そこで私は今の所得水準との関係、本法でいいますと第四条との関係をもう一度お聞かせ願ひたいと思ひます。その点、この国際労働条約百二号の六十六条の八項、すなわち「老令、業務災害、廃疾及び扶養者の死亡に関する定期的支払金の額は、生計費の相当な変動により一般所得水準に相当な

変動があった場合には、検討を加える。この検討というのは改定だそうである。これはレビューという英語で言葉を入れてるそうだが、これはフランス原文ではレビューということになって、レビューと同じことだ、こういうことですね。ですから改定、こういうことをいっている。これは若干公定改定ではないですから、労働省は誤訳をしておるようですね。結局改定をしなればならぬと、こうはつきりある。そこでこれと現在の水準とが条文上合っているかどうか、これを一つお聞かせ願いたい。

○小山(進)政府委員 趣旨においてはこの趣旨も表わしているという内容でございます。

○多賀谷委員 趣旨はなるほど変動について調整せよというので、趣旨は合っているのでしょうが、大体この要求している条件と第四条一項と合っていますかと、こう聞いておるのです。

○小山(進)政府委員 これは今回提案いたしました法案に基きまして、そういうふうな措置がとられることをILの条約では要求しているわけでございます。昨日来総理及び厚生大臣から申し上げたような趣旨及び精神で運用いたしますので、この点は私も完全に合致するものと思っております。

○多賀谷委員 先ほど大蔵大臣の答弁を聞いておると、小山審議員もお聞きになったように、変動という文句の考えが非常に違うんですね。これは一般所得水準が上がる場合は変動ではない、それはインフレであるとか、貨幣価値の暴落であるとか、こういう場合である、順調な所得水準の移動ある

いは上昇という場合には、これじゃないのだと御答弁になった。私は関連質問で聞こうかと思つたのですが、時間がかつたので、残念ながら聞き得なかったのですが、同じ関係の中でそれだけ意見が違うということは許されな

いの上昇という場合には、これじゃないのだと御答弁になった。私は関連質問で聞こうかと思つたのですが、時間がかつたので、残念ながら聞き得なかったのですが、同じ関係の中でそれだけ意見が違うということは許されな

か、生活水準が上がるではないか、こういう場合に常に第四条一項を言われ

す。これは一体どちらがほんとうで

しょうか、所管大臣としての厚生大臣

の答弁をわれわれは今後の運営の一つ

の指針にしたいと思つていますが、厚生大臣はどういうようにお考えですか。

○坂田国務大臣 私ども第四條の読み方といたしましては、やはり著しい変動が、物価変動であれ、生活水準であ

れ、あるいは相場変動の場合には、それに対応する措置をとる、こういうふうに理解をいたしておる次第でございます。

○多賀谷委員 私は比較的注意を以て答弁を聞いておるわけですが、小山審議員は著しいということと案外言わないのです。あなたは相当な変動とい

相当な変動とあるものだから、常に相当な変動という言葉をお使いになる。決して著しいという言葉を使わない。そこで条文を見ると、残念ながらあな

の言うようなインフレとかあるいは貨幣価値の暴落を言うのか、あるいは正

常な所得水準が上つても、その場合においてやはり四條一項が適用になるのか、これをはつきりお聞かせ願いた

い。

○小山(進)政府委員 著しい変動という言葉が使われるようになりました事

情は、単に変動というふうに表示現いた

しますと、これは変動がありさえすればというふうないろいろ誤って理解さ

れるおそれがある。従つて、その変動というものが相当なものでなくちゃな

らぬ、あるいは顕著なものでもなくちゃならぬという趣旨で使われた言葉でございまして、中身において相当なというものと同じような考えでせうい

常に変動があったという、いわばわれわれとして有利な解釈をすれば別だけれども、これは逃げ方によつて十年も変動がない、しかし保険料の方はじつのだと、こういうことになりま

と、せっかく作り出した四條一項とい

うものが死文化する。そこで少くとも

保険料の額を檢討する場合には必ず年

金額の檢討をする、こう考えてよろし

いのですか。

○小山(進)政府委員 これは実際上は必ずそうなると思つて、五年ごとに

檢討いたします際には、財政全般につ

いて檢討いたしますけれども、その際

の免除の規定ですね、私は免除というのはいはり給付は同じように受けるべきだと考えるわけですね。免除というのは、やはり恩恵を同じように受けるのが免除なんですね。ところが免除をし

ておきながら、やはり十年間は拠出を

しなければならぬ、こういう規定を

置いているところはどうしても一貫し

ない、それは免除じゃないですね、部

分的に恩恵を与えておる。ですから私

は免除といった以上は、拠出期間とい

うものを明記すべきでないと思つた

のですが、どうですか。

○小山(進)政府委員 免除と申しますのは、保険料の納入義務を解除するとい

う意味で免除としておるわけであり

ます。免除されたものについて、どう

いう扱いを給付との関係においてする

かということについては、先生仰せの

通りの考え方もあり得ると思つて

し、またこの法案のような考え方もあ

り得る、これはまあいわけ流儀の違い

とでも申すべきことに相なるかと思

います。

○多賀谷委員 私は言葉の論議をして

いるのではなくて、やはり精神として

免除した以上は、給付については平等

に行うべきだと思つて、それを、やはり

免除とは言つても実際は拠出はしなく

ちややらないんだといったところに、

いかに国民年金を少くしようかとい

うことが、やはり政策論としてわれわ

れが理解できない点がある、こういう

ことだけを申し添えて、私の質問を終ります。

○柳谷委員 動議を提出いたします。

ただいま議題となつております法案に

つきましては、その質疑を終了せられ

んことを望みます。

二七

○園田委員長 たいだいまの柳谷君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立多数。よって国民年金関係三法案の賛成を終局いたしました。

この際、八木一男君外十四名提出の国民年金法案について、国会法五十七條の三による内閣の意見があればお述べ願います。

○坂田国務大臣 衆議院議員八木一男君外十四名提出による国民年金法案並びに国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案の二法案は、政府提出の国民年金法案と競合し、かつ予算の裏づけもありませんので賛成いたしかねます。

○園田委員長 これより三案を一括して討論に付します。通告がありますのでこれを許します。中村英男君。

○中村英男委員 私は日本社会党を代表し、ただいま上程されております政府提出の国民年金法案、社会党提出の国民年金法案、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案の三法案に対し、社会党二法案について賛成、政府原案について反対の意思を表明し、以下その理由を政府案、社会党案の両制度を比較しながら申し述べんとするものであります。

まず基本的な拠出年金について申し上げますと、第一に年金額及び給付要件についてであります。年金制度の根幹となるべき老齢年金について両案を比較してみますと、社会党案は六十才開始、年最低八万四千円、政府案は六十五才開始、年最高四万二千円であり、具体的な例で比較してみますと、六十四才でなくなられる人の例で

は、社会党案ですとすでに四十二万円支給を受けているのに対し、政府案ではゼロであります。六十七才でなくなられる人の例では、社会党案では最低の場合八万四千円の八年分すなわち六十七万二千元支給を受けているのに対して、政府案は最高四万二千円の三年分すなわち十二万六千元しか受けていない。二十五年しか保険料を納め得なかった人は七万二千元、十年内しか納め得なかった人は三万六千元というきわめて貧弱な金額であります。このように支給される金額において大きな差があることを明らかにいたしておきます。国民年金すなわち社会保障の根幹である所得保障につきましても、憲法第二十五条の精神で考えらるべきことは論を待たないところでありますが、政府案はその第一条に憲法の精神をうたいながら、その内容は似て非なるものであります。月三千五百円が健康で文化的な生活を保障するものであるとは、国民の了解と納得を得るものではないと存じます。ましてや、二十五年しか保険料を納めない人、これに相当する人が一番多いと推定され

ますが、この人たちの場合は月二千元、生活保護の基準と同程度であります。しかも右の金額は四十五年後に完成するのであります。今でさえ話にならない金額が四十五年後の目標とは情ない次第であります。社会党案の月最低七千元ももちろん十分とはいえず、健康で文化的な最低限の生活を維持できるものと信じます。

次に開始年齢の問題であります。政府案の六十五才はおそきに過ぎるのは当然で、社会党案のごとく六十才開始にすべきであります。政府案は社会保障の先進国中、一部に六十五才開始の国があることに藉口いたしまして、現在のところわが国の国民老齢時期はこれらの国の国民よりはるかに早いのでありまして、拠出年金といえども過渡的なものは短時に効力を生ずるものでありますから、当然この要素を入れて六十才開始が適当であるのであります。また将来はわれわれ国民の老齢時期もおそくなるでございましょうし、制度が完成する四十年、四十五年後には諸産業のオートメーション化が進み、労働力必要度が減って参りますから、生産に従事する人は生産年齢にある健康な人だけで、その他の人たちの労働時間も短縮される状態になり、六十才以上の人は生産の第一線から退き、十分な老齢年金によってゆゆうと老後を楽しめ、全力を文化、政治、経済、教育に注いでいただくわけではならぬ時代になると予測されるわけでありまして、これらの意味で社会党案のごとく六十才開始が絶対に必要であり、政府案の六十五才は不適当であると存じます。

次に政府のとっております完全積立方式と、社会党の積立方式と賦課方式の折半方式とを比較して申し上げます。先に申しましたように年金額と開始年齢の両要素で両案の内容を比較すると非常に大きな差があります。また後段に申し述べます無拠出年金におきまして、そう大きな差があるのであります。わが党と政府との国民年金に対する熱意の差、具体的には国庫負担の差であります。そのほかこれに関連のありますのが賦課方式を取り入れるかどうかという技術的な考え方の相違であ

ります。政府案のように拠出年金を国庫負担分までも完全積立方式をとれば、現在生産年齢にある人々が自分たちの老後その他に対して、自分たちの力で完全に準備しようということになります。一方現在の老人、母子家庭、障害者に支給する無拠出年金は、結局現在の生産年齢にある人々が負担することになって、現在の青壮年が二重負担になるわけでございまして。ここに年金給付を高めることを困難にする要因があるのであります。このことについてをいたし、現在の青壮年は、われわれの親たちに親孝行をする、だからわれわれの老後に自分たちも用意はするが、子供たちにも半分は親孝行をしてもらおうという考え方で、一部すなわち国庫負担分だけ賦課方式に踏み切った社会党案はまことに適切であるというべきである。(拍手)完全積立方式に固執する政府案はまことに近視眼的でありまして、厚生大臣の提案趣旨説明によりまして、賦課方式をとる将来の国民に過度の負担を負わせるからと言っておられますが、完全積立方式では現在の国民が過度の不当な負担を負うことになるわけで、将来の国民が逐次親孝行の義務を負うことはまことに当然であります。しかも現在の生活は若しく、四、五十年の先の生活は若く、生活の楽な人は多く負担し、生活の困難な人は少ししか負担しなくてよいことになっております。一般年金税月平均一人百六十六円になるわけですが、収入資産が少い人は九十円ぐらいいなる。さらにボーダーラインには減額制度があり、その上免除が明確に規定されております。政府案は一

た年金税を払えなかった人でも、無条件で六十才で他の人と同額の年金が支給されることになっております。政府案は四十年間保険料を完納、あるいは免除と完納だけであった場合月三十五百円、二十五年の場合月二千円、十年の場合月一千円、十年未満の場合には年金もない、三年未満しか納入しない場合には、保険料までも返してもらえず、ボーダー・ラインの人が苦心して納めた金が仕合せな人にとっていかにという内容であります。この部分は、年金制度を通じて収奪が行われているという決定的な反動性が現われております。保険料の納め方の多い人が年金が多くて、納め方の少ない人が年金が少いというのは、現在の生命保険の年金支払い条項付生存保険を国営にして、国庫負担で幾分合理的にしたということになるだけでありまして。これでは社会保険で、社会保険ではありません。保険料あるいは年金税を支払うことが困難な人々ほど老齢その他の所得保障を必要とする度が高いのであり、この人々を見殺しにする政府案は断じて社会保障の名に値しません。

次に、保険料あるいは年金税について同様のことがいえます。わが党は一般国民年金では、均等割、所得割、資産割の制度をとり、労働年金では標準報酬比例の年金税を徴収しております。生活の楽な人は多く負担し、生活の困難な人は少ししか負担しなくてよいことになっております。一般年金税月平均一人百六十六円になるわけですが、収入資産が少い人は九十円ぐらいいなる。さらにボーダーラインには減額制度があり、その上免除が明確に規定されております。政府案は一

た年金税を払えなかった人でも、無条件で六十才で他の人と同額の年金が支給されることになっております。政府案は四十年間保険料を完納、あるいは免除と完納だけであった場合月三十五百円、二十五年の場合月二千円、十年の場合月一千円、十年未満の場合には年金もない、三年未満しか納入しない場合には、保険料までも返してもらえず、ボーダー・ラインの人が苦心して納めた金が仕合せな人にとっていかにという内容であります。この部分は、年金制度を通じて収奪が行われているという決定的な反動性が現われております。保険料の納め方の多い人が年金が多くて、納め方の少ない人が年金が少いというのは、現在の生命保険の年金支払い条項付生存保険を国営にして、国庫負担で幾分合理的にしたということになるだけでありまして。これでは社会保険で、社会保険ではありません。保険料あるいは年金税を支払うことが困難な人々ほど老齢その他の所得保障を必要とする度が高いのであり、この人々を見殺しにする政府案は断じて社会保障の名に値しません。

た年金税を払えなかった人でも、無条件で六十才で他の人と同額の年金が支給されることになっております。政府案は四十年間保険料を完納、あるいは免除と完納だけであった場合月三十五百円、二十五年の場合月二千円、十年の場合月一千円、十年未満の場合には年金もない、三年未満しか納入しない場合には、保険料までも返してもらえず、ボーダー・ラインの人が苦心して納めた金が仕合せな人にとっていかにという内容であります。この部分は、年金制度を通じて収奪が行われているという決定的な反動性が現われております。保険料の納め方の多い人が年金が多くて、納め方の少ない人が年金が少いというのは、現在の生命保険の年金支払い条項付生存保険を国営にして、国庫負担で幾分合理的にしたということになるだけでありまして。これでは社会保険で、社会保険ではありません。保険料あるいは年金税を支払うことが困難な人々ほど老齢その他の所得保障を必要とする度が高いのであり、この人々を見殺しにする政府案は断じて社会保障の名に値しません。

次に、保険料あるいは年金税について同様のことがいえます。わが党は一般国民年金では、均等割、所得割、資産割の制度をとり、労働年金では標準報酬比例の年金税を徴収しております。生活の楽な人は多く負担し、生活の困難な人は少ししか負担しなくてよいことになっております。一般年金税月平均一人百六十六円になるわけですが、収入資産が少い人は九十円ぐらいいなる。さらにボーダーラインには減額制度があり、その上免除が明確に規定されております。政府案は一

た年金税を払えなかった人でも、無条件で六十才で他の人と同額の年金が支給されることになっております。政府案は四十年間保険料を完納、あるいは免除と完納だけであった場合月三十五百円、二十五年の場合月二千円、十年の場合月一千円、十年未満の場合には年金もない、三年未満しか納入しない場合には、保険料までも返してもらえず、ボーダー・ラインの人が苦心して納めた金が仕合せな人にとっていかにという内容であります。この部分は、年金制度を通じて収奪が行われているという決定的な反動性が現われております。保険料の納め方の多い人が年金が多くて、納め方の少ない人が年金が少いというのは、現在の生命保険の年金支払い条項付生存保険を国営にして、国庫負担で幾分合理的にしたということになるだけでありまして。これでは社会保険で、社会保険ではありません。保険料あるいは年金税を支払うことが困難な人々ほど老齢その他の所得保障を必要とする度が高いのであり、この人々を見殺しにする政府案は断じて社会保障の名に値しません。

次に、保険料あるいは年金税について同様のことがいえます。わが党は一般国民年金では、均等割、所得割、資産割の制度をとり、労働年金では標準報酬比例の年金税を徴収しております。生活の楽な人は多く負担し、生活の困難な人は少ししか負担しなくてよいことになっております。一般年金税月平均一人百六十六円になるわけですが、収入資産が少い人は九十円ぐらいいなる。さらにボーダーラインには減額制度があり、その上免除が明確に規定されております。政府案は一

た年金税を払えなかった人でも、無条件で六十才で他の人と同額の年金が支給されることになっております。政府案は四十年間保険料を完納、あるいは免除と完納だけであった場合月三十五百円、二十五年の場合月二千円、十年の場合月一千円、十年未満の場合には年金もない、三年未満しか納入しない場合には、保険料までも返してもらえず、ボーダー・ラインの人が苦心して納めた金が仕合せな人にとっていかにという内容であります。この部分は、年金制度を通じて収奪が行われているという決定的な反動性が現われております。保険料の納め方の多い人が年金が多くて、納め方の少ない人が年金が少いというのは、現在の生命保険の年金支払い条項付生存保険を国営にして、国庫負担で幾分合理的にしたということになるだけでありまして。これでは社会保険で、社会保険ではありません。保険料あるいは年金税を支払うことが困難な人々ほど老齢その他の所得保障を必要とする度が高いのであり、この人々を見殺しにする政府案は断じて社会保障の名に値しません。

次に、保険料あるいは年金税について同様のことがいえます。わが党は一般国民年金では、均等割、所得割、資産割の制度をとり、労働年金では標準報酬比例の年金税を徴収しております。生活の楽な人は多く負担し、生活の困難な人は少ししか負担しなくてよいことになっております。一般年金税月平均一人百六十六円になるわけですが、収入資産が少い人は九十円ぐらいいなる。さらにボーダーラインには減額制度があり、その上免除が明確に規定されております。政府案は一

た年金税を払えなかった人でも、無条件で六十才で他の人と同額の年金が支給されることになっております。政府案は四十年間保険料を完納、あるいは免除と完納だけであった場合月三十五百円、二十五年の場合月二千円、十年の場合月一千円、十年未満の場合には年金もない、三年未満しか納入しない場合には、保険料までも返してもらえず、ボーダー・ラインの人が苦心して納めた金が仕合せな人にとっていかにという内容であります。この部分は、年金制度を通じて収奪が行われているという決定的な反動性が現われております。保険料の納め方の多い人が年金が多くて、納め方の少ない人が年金が少いというのは、現在の生命保険の年金支払い条項付生存保険を国営にして、国庫負担で幾分合理的にしたということになるだけでありまして。これでは社会保険で、社会保険ではありません。保険料あるいは年金税を支払うことが困難な人々ほど老齢その他の所得保障を必要とする度が高いのであり、この人々を見殺しにする政府案は断じて社会保障の名に値しません。

次に、保険料あるいは年金税について同様のことがいえます。わが党は一般国民年金では、均等割、所得割、資産割の制度をとり、労働年金では標準報酬比例の年金税を徴収しております。生活の楽な人は多く負担し、生活の困難な人は少ししか負担しなくてよいことになっております。一般年金税月平均一人百六十六円になるわけですが、収入資産が少い人は九十円ぐらいいなる。さらにボーダーラインには減額制度があり、その上免除が明確に規定されております。政府案は一

律、すなわち収入の多寡によらないのは不合理といわねばなりません。この面より見ても、わが党案は保障に徹し、政府案はそうでないのであります。

以上は主として老齢年金について申し上げましたが、障害あるいは遺族給付は、阿案とも老齢給付を基準としておりますので、基準の金額に大きな開きがあることは申し上げるまでもありません。金額以外の点についても、わが党案は障害、遺族で即時支給開始であるのに、政府案には保険料納入条件がついております。また、政府案は障害年金を内科障害に支給しないという無慈悲な内容であります。遺族給付につきましては、社会党案は母子、父子、孤児、寡婦、寡夫、すべてに支給する遺族年金であるのに反し、政府案は父子、寡夫には支給しない母子、孤児、寡婦のみしか支給しないという内容であるのに、それを三つの名前に分けて、さも支給する対象が多いように宣伝されている向きのあることはまことに申すに値するといえましょう。母子より父の寡な孤児たちに母子の四分の一程度の支給しきしないなど、その良識を疑わざるを得ません。

次に、労働者年金についてであります。全国民に適用するべき国民年金制度から労働者を除外した政府案はその名に値しません。これを放置しておいても、別な制度でその適切な改善をするというならまだしもであります。政府の厚生年金改正に対する態度を見ますと、国庫負担は一分五厘、給付水準国民年金の二割増程度では、労働者を完全に無視した態度であるといわねばなりません。社会党案のこころは国民年

金制度の中に労働者年金を設け、その定額部分を一般国民年金と同額にして、労働者はもちろん、労働者を養育業者、あるいは商工業者、自由業者、無職者とも完全通算ができるようにしたことはまさに適切なものであります。無理難題な人たちは、社会党の労働年金平均額年十四万三千円だけを見て、労働者偏重政策だという人があるようですが、労働者年金の国庫負担は二割であり、一般国民年金の八万四千円に対して換算すると三割五分でありまして、将来資金水準が上った場合、他の国民と同様大体五割程度と相なります。この点、国の手当において全く同様であります。年金額の平均が多いのは、生産手段を持たない労働者には年金の必要度の高いこと、低賃金ながら確実に毎月現金収入のある労働者は自己の負担で年金を準備しやすい状態にあることにかんがみまして、その人たちが国庫の余分の負担ではなしに、自分たちの負担で年金をふやすことになるような親切な、しかも合理的な配慮をしたわけでござります。農漁業、商工業と自由業者あるいは無職の人たちまでも自分たちの負担で年金を合理的に増加できるよう政府の手によって、労働者以外の人々も同様の希望を実現できることを明らかにいたしておきます。

さらに、労働者の配偶者につきましては、わが党案は一般国民年金に強制適用するわけでござりますが、政府案は任意適用と相なっております。現在の家庭における主婦の状況から考えますと、任意適用では実際に入り得ない主婦の方が多いのでありまして、その

場合労働者の配偶者だけが老齢年金から実際上はうり出されることになるわけでありまして、国民年金としては大きな欠陥であるといわねばなりません。主婦は老齢になっても老齢年金が必要でないという考え方は、男女同権の思想に反するものであり、断じて排斥しなくてはならぬと考えております。

(拍子)

次に、国庫負担の問題であります。政府案とそれに対応するわが党案の一般国民年金を比較してみますと、この点で大きな差がありますので、これが内容の差のついた大きな原因であります。政府案は保険料の五割の国庫負担といっております。わが党案は保険料に対して申しまして十割国庫負担になっております。社会党案は給付の五割国庫負担でありまして、政府案は給付のみに対しては三分の一、すなわち三割三分三厘余の国庫負担になるわけでありまして、この点で大きな開きがあり、社会党案が適切であり、すぐれておるわけでありまして。

次に無拠出年金制度について論を進めますと、社会党案の養老、母子、身体障害者年金に該当するものは政府案においては老齢援護、母子援護、障害援護の三年年金であります。また政府案の老齢援護年金の給付は月千円、七十才開始であります。社会党案は六十才開始で、六十五才より倍額であり、六十五才以後の金額は年収十八万円までの世帯の老人月二千円、それ以上は月千円でありまして、給付に非常に大きな差があります。たとえば六十九才でなくなられる老人の場合、社会党案では十八万円あるいは九万円を支給されているの

に対しまして、政府案ではゼロであります。七十二才でなくなられる老人は、社会党では二十五万二千円あるいは十二万六千円を支給されているのに対しまして、政府案はわずかに一律三万六千円でありまして、しかも、老夫婦とも七十才以上の場合のおの二割五分減額、夫婦二人で一人半分しかもらえないという削減規定までついております。この例でいかに社会党案と政府案の開きが大きいかが一目瞭然たるものがあります。所得制限は、本人所得制限は阿案ともに十三万円、世帯所得制限は阿案案二十六万、政府案五十万でありまして、そのほかに政府案にのみ配偶者所得制限というまことに不可解きわまる制度があります。所得保障である年金は、本人の所得がある場合に支給しないことは、無拠出年金である以上やむを得ません。また無拠出年金に政府が支出される金額に限度のある以上、生活の楽な人にある程度御遠慮願うこともまたやむを得ないことでありましょう。それゆえに、社会党案も政府案もともに採用している本人世帯の所得制限はいたし方ないものであります。配偶者所得制限というものは全く根拠のないものであります。

政府が老人に対する年金を実際上支給しないために考へ出した苦肉の策であります。(拍子)このため五十万世帯でもらえると思はれた農家の老人は、二十万までの世帯収入でももらえないこととなります。世帯所得制限三十六万円と五十万円の差、これは国民年金制度のすべてに社会党案より劣る政府案の中で、ただ一つだけ政府案の方がよいと言いたいたために無理に作つた選挙対策条項であります。(拍子)

次に母子年金についてであります。政府案は月一千円、年一万二千円、社会党案は月三千円、年三万六千円、第二子からの多子加算は政府案月二百円、社会党案月六百円、所得制限は基本的には、政府案十三万円、社会党案十八万円、社会党案は二十才までの子供の母子家庭に支給するのに対し、政府案は十六才、しかも二十五才以上の子供の者は支給しないことになっております。さらに社会党案は、祖母が孫を、姉が弟妹を養う準母子家庭にも支給するのに対し、政府案は、このような母子家庭以上に気の毒な家庭には一文も支給しないという冷酷むざむざなものであります。(拍子)すべての面で社会党案は妥当であり、政府案は内容の乏しいものであります。

次に身体障害者年金、障害援護年金についてであります。政府案は一級月千五百円、二級以下はゼロ、社会党案は一級月四千円、二級月三千円、三級月二千円、家族加給は政府案は皆無、社会党案は配偶者及び子供全部につき万圓、社会党案十八万円であります。政府案は二級障害以下には一文も支給しないわけでありまして、さらに内科障害の場合には、一級でも支給しないというのであります。老齢援護年金で月収四万円の楽な暮らしをし、親孝行する子供の孝養を受けている老人に年金を支給し、若い身空であすも知れぬ生命を心配し、一文の所得も得る道もなしに家族を路頭に迷わすことを心配している内科の一級障害者に一文も支給しない、このようなアンバランスな配分は全く正気のさたとはいえませ

ん。(拍子)

さらに驚くべきことは、生活保護を受けている人たちの問題であります。社会党案は無拠出年金と生活保護を完全に全額併給をすることを法律に明記してございまして、政府案では拠出年金が生活保護法の収入認定に入ることになっておりますので、生活保護を受けている老人、母子家庭、障害者には政府の拠出年金はゼロということになっております。一番生活の苦しい、そして取得能力のないこれらの人々に対する拠出年金が支給されないようでは、年金は全く意味がないと断ぜざるを得ません。(拍手)政府案審議の過程において、わが党委員の質問に対して、総理大臣、厚生大臣より、拠出年金と同額の加算をするという明言があったことによつて、政府にも幾分の良心が残つておることを知り得たわけでございます。それがほんとうに実行されるまでは、この点に関する政府案批判を断じてやめるわけには参りません。(拍手)

無拠出年金制度を通じて言えることは、わが党が平年度約一千二百億円の支給に踏み切り、政府が平年度約三百億程度しか踏み切っていないことによる給付の差であります。さらにともに大小の差はあれ、限られた財源の中で配分に関し、わが党案は必要の度の多い人に厚みをかけ、社会保障的に配分をしているのに対し、政府案はそれのさかさまであります。自民党の得票のみをねらった選挙対策的配分をしている点であります。

以上のごとき、拠出、無拠出のすべての点において、政府案に対しわが党案がはるかにすぐれていることは、中央、地方の公聴会における公述によつても明らかであります。このすぐれた社会党案に対するごくわずかな批判は、実行が可能であらうかとの一部の人の意見のみであります。私も社会党は、わが党案の実行に確信を持っております。初年度は半年分で六百六億円で、この財源はわが党のかねての主張である租税特別措置法の特例、減免税の改廃によつて容易にできるわけでありまして、特別措置法のうち、農家の早場米供出、青色申告に対する特免、保険医の診療報酬が安いことの代償としての特免など、大衆に対するものはそのまま存置いたしまして、資本蓄積の特別減免税を取りやめれば直ちに七百億の財源ができるわけでありまして、第二年度は自然増で数百億の新しい財源ができて二千二百億は容易に支出できます。その後は経済拡大によつて財政が膨張し、社会党の賦課方式による国庫負担がだんだんと増しても一向心配がないことは、社会党案が本会議に上程された際、政府の企画局長官が明らかに認めたところでありまして、本委員会の審議の過程においても明らかに立証されたところでありまして、(拍手)このように支出可能な見通しがあるのに、国庫支出をしない、国民年金の名に値しない貧弱かつ不合理な国民年金法案を政府が出してきたのは、真によき国民年金を作ろうとの意図でなく、ほうはいたる世論に押されて、ただ表面を糊塗するだけのごまかしの態度であると断言してもあえて過言ではあるまいと思ひます。(拍手)

最後に四条についてであります。国民年金制度は将来における長期的給付であり、それは政府の長期経済計画に見合ったものでなくてはならないのに、本政府案はみずから立案した経済計画とは全く遊離したものであります。すなわち経済企画庁の計画では、経済成長率は昭和三十一年より昭和四十年までを年平均六・五%とし、消費支出額の上昇を六・三%、国民一人当りの消費水準の上昇を五・五%と見てゐるのであり、さらに昭和四十一年より昭和五十年までを年平均四・五%の経済成長率を見てゐるのであります。国民年金の額は一般国民生活水準の上昇に見合うものでなければなりません。しかるに政府案は拠出後四十五年の完成時、すなわち昭和八十年においてやつと三千五百円と、年金額はわが国の生活水準の上昇をわずか一%しか見ていないという結果になり、いかに経済が成長しても社会保障政策は並行していかないという政府の政策を端的に表現したものと云ふなければなりません。(拍手)ことにインフレの問題、米国の平価切り下げの問題、戦前戦後の貨幣価値の変動でひどい目にあつてゐるだけに、この点については国民の協力が十分得られるかどうかはなほ疑問であります。

以上申し上げましたような理由で、私は憲法第二十五条の精神を実現する豊富な内容を持ち、制度のすみずみまで社会保障的にりっぱに作り上げられてゐる社会党案、しかし実行可能な社会党案に對し全面的に賛成の意を表し、国民年金という名に値しない貧弱な内容と、社会保障的な、あるいは選挙年金ともいふべき不合理な組み立てをしてゐる政府案に反対の意を表明し、討論を終る次第でございます。

○田中(正)委員 私は自由民主党を代表いたしました。政府提出の国民年金法案については賛成、社会党提案にかかる国民年金法案及び国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案、以上三法案に対しては反対の意見を表明しようとするものであります。(拍手)

わが国の社会保障制度は医療保障を内容とする健康保険、国民健康保険等の疾病保険、失業の場合の所得保障を内容とする失業保険等の分野につきましてはかなり整備されておりますが、老齢、身体障害、生計中心者の死亡等に際しての所得保障を内容とする年金制度の部門では、わずかに国民の一部を対象とする厚生年金保険、恩給等の制度があるのみにすぎません。すなわち国民のうち相当部分を占めております農民、自営業者、零細企業の被用者等は、老齢、身体障害、生計中心者の死亡等による生計能力の減少または喪失の場合に、所得保障を受けることができず、直ちに生活の脅威にさらされることとなるのが現状であります。国民年金制度早期実現要望の声は、このような現状から広く国民の間において近年とみに高まって参つたのであります。

わが自由民主党におきましては、国民年金制度を早急に実現することは、福祉国家建設のために喫緊のことと考へまして、これを重要公約の一つとして取り上げ、昨年六月には党内に国民年金実施対策特別委員会を設け、鋭意制度の要綱につき検討を進めて参り、同年十二月にはその成果を得たのであります。今回政府がわが自由民主党の国民年金制度要綱を基礎として、細目にわたる技術的な検討を加えた結果としての国民年金法案を提出いたしましたことは、国民年金制度実現要望の強い世論にこたへたものであり、かつはわが自由民主党の公約もこれによつて確実に履行されることとなることを信ずる次第であります。(拍手)

政府提出の国民年金法案は、原則的な考え方として、国民の共同連帯の思想に基き拠出年金を基本とし、無拠出年金の支給は制度発足時にすでに給付事由に該当している者に対する経過的なものと、経済的な事情によつて拠出能力が乏しいため受給要件を満たさない者に対する補完的なものにしてゐるのであります。この考え方はわが国の実情に合った健全な考え方であると確信いたします。すなわち国民年金を無拠出制だけで行おうとする場合には、その財源をまかなうものとしての給付を受けるものとの間に直接の関係がございもせんで、自己責任の原則を基調とする現代社会の基本理念から見て好ましくなく、また経済的には人口老齢化の過程をたどつてゐるわが国においては、六十五才以上人口一人を、生産年齢人口十一人で扶養すれば足りる現在とはかく、六十五才人口一人を三・三人の生産年齢人口で扶養しなければならなくなる将来を考へますと、国民経済の健全な発展に著しい障害を与えることとなると思ひます。

また制度の内容につきましては、まず第一に年金給付の内容は、現在わが国の社会経済事情が許容できるせい一ぱいのものに近いと考へる次第であります。拠出年金月額三千五百円程度、拠出年金月額一千元ないし一千五

百円程度という年金額は、必ずしもこれで十分であると言ひ切ることにはできないかも知れませんが、社会保障制度審議会の答申の線は確保されておりますし、およそかかる給付は多いのにこのことはありませんが、さらばと

いって社会党のごとくいたずらに給付内容の高きを望み過ぎて、財源上の問題から国民年金制度の発足をおくせざるよりも、確実な財源見通しの上に立って適正規模の制度を来年度から堅実に実施して参ることが先決問題であり、しかる後にわが国将来の経済成長の運びに応じた給付内容の向上等をはかり、漸進的にこの制度を育成して参るべきであると確信いたす次第であります。

第二に、拠出制年金の給付とも関連いたしますが、被保険者の納付する保険料につきましては、そのつどその額の二分の一という高率の国庫負担が行われ、これが年金給付の中に組み入れられて戻ってくるものとなっており、したが、年金給付費に対するこのように高率な国庫負担は、社会保障制度審議会が、高きに過ぎるという感じを与えるかも知れないが、といて答申しているものをさらに上回るものであり、また、拠出制年金の建前をくずさない範囲でとり得る国の保障措置として、ほぼ最高限のものであると考えられ、まさに画期的なこととあります。

第三に、本案では、低所得者で拠出能力の乏しい者については保険料納付の免除を行い、その期間は受給要件の期間として計算することとなっておりますが、国民の全部を対象とする国民年金制度におきましては、中でも年金の必要性の最も強い低所得階層について

このように有利な措置を講ずることが、制度の趣旨を十分に生かす道であると考える次第であります。

なお本案によりますれば、公的年金適用者、それらの者の妻等については一応適用を除外し、これらの公的年金制度と国民年金との間のいわゆる通算調整は、別に法律をもって定めることにしておりますので、本案による保険料徴収の開始されることとなつて昭和三十六年四月を目途としてこの通算調整の措置が必ず講ぜられ、国民年金制度の精神が生かされるよう政府において十分に努力されんことを望む次第であります。また、保護年金の所得制限事項も、これにより支給停止を受ける者が母子、老齢、障害の別によりやや異なりしますが、受給権者の一割ないし二割までにとどまるものであり、まして、現在の財政事情等からはやむを得ない程度のものであると考え、将来にわたつては国の財政事情ともならみ合せてできる限りこれを緩和する方向に進むことを強く念願するものであります。

そのほか保険料を徴収する最も効果的な方法の採用、合理的な保険料納付免除基準の設定、保険料積立金の自主的な管理運用等につきましては、保険料徴収開始の昭和三十六年度までに慎重な検討を行い、本法案による国民年金事業の適正かつ円滑なる運営を期せられんことを切に要望する次第であります。

以上申し述べましたところにより、政府提出の国民年金法案につきましても、私は賛成の意思を表明するものであります。(拍手)

次に、社会党提出にかかると国民年金法案等につきまして意見を申し述べます。

まず第一に、本案による国民年金は財政上実現不可能であるかと考えるのであります。すなわち本案に關しまして社会党が公表しておられる年金給付費だけでも初年度約一千四百億圓を要し、自後増進して参ることとなつております。私もこの金額については大いに怪しいと思うのであります。が、しかしこれをそのまま受け取ると仮定いたしましても、わが国の国民経済及びそれに基く財政に破綻を生ぜしめず、国民年金だけのためにこれだけの巨額の経費をまかなう財源をどこに求められるのか納得できないのであります。しかもわが自由民主党が同案につきまして検討したところによりますれば、社会党の公表しておられる数字のほかに、さらに約八百億圓程度の給付費が初年度においては必要とされるはずであります。社会党が昭和三十四年度予算の本院採決において、組みかえ案も予算大綱をも発表できなかった理由の一つもこの辺にあるものではないかと推測されます。およそ天下の公党としてかかる態度はまことに遺憾であり、誠に戒むべきことであらうと私も考えるわけであります。

さらに社会党案では、年金税の額は、老齢年金給付分のみで数値計算されておられるのであります。これでは障害年金及び遺族年金の給付はできないはずであります。しかし初年度から数値的保険料による年金税額を適用しているの、制度発足時に二十才をこえている対象者分の不足財源を別途に補てんする必要があるものであります。これについては何らの用意もありません。これらの点を考え合せますと、初年度のみならず将来に向つても社会党案は財政的に成り立たないおおよそ無理な案であるといふことをまずまず確信をいたす次第であります。かような案にはわれわれ責任のある者は絶対に賛成ができないわけであります。

第二に、社会党案によりますと、免除を受けることができると推算されます全体の二一三程度のもので除き、年金税をかなりの低所得者にまで賦課し、徴収することとなつております。が、このようなことは、拠出能力の面から見ても、實際上不可能でありましよう。またこれと関連して、税額は毎月詳細かつ複雑な計算によつて決定することとなつておりますが、特に多数の農民、自営業者等を対象とする一般国民年金につきましては、市町村長が毎月各世帯ごとに精緻な所得把握をした上で税額を測定することは、実務上とうてい不可能であるのであります。このようなことはまた現実に即せぬ社会党の犯した誤りではなからうかと思ふのであります。(拍手)まして減額規定を適用されるようなボーダー・ライン層につきましては、減額規定が非常に細密に規定されているだけに、一そうその感を深くするだけでなく、これらの低所得者につき賦課事務を行うこと自体、さきにも述べましたように、徴収可能性との対比においてどれほどの実益があるかは疑問があると云わざるを得ないのであります。

第三に、特別年金の支給要件としての所得制限が苛酷に過ぎると考えられるのであります。しかもこの場合の所得は、本人の所得によるほか、受給権者の属する世帯の世帯主及び世帯員の

所得の合計額によることとされておりますので、これでは家族労働者の比較的多い農家や自営業者などでは、特別年金を受けることのできる者の数はきわめて限定されてしまふと思ふのであります。

そのほか社会党案では、一般国民年金について拠出制を建前とし、所得比例の保険料をとりながら年金給付は定額としておりますが、およそ拠出制を建前とした場合、保険料を所得比例とし、年金給付を定額のものとするようなことは、世界各国の年金制度の例を見ましても、寡聞にしてわれわれはこれを聞かないのであります。かかる構成は無拠出制の場合にのみ妥当するものでありまして、この点におきましては社会党案のごときは国民感情にも合致しない非常識きわまりないものであるといふふうにご考慮をいただかないのであります。(拍手)

以上申し述べましたところにより、社会党提出にかかると国民年金法案及び国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案につきましても、私も、まことに現実を離れた、財政を忘れた、一部国民を欺瞞するようなまことに無責任な案であると考え、われわれ責任政党としては、政治家の良心においてそのようなものには断固反対せざるを得ないのであります。

以上をもちまして、政府提出の国民年金法案に賛成いたし、社会党提出の両案に対しては反対をいたすわけであります。(拍手)

○園田委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず、内

閣提出の国民年金法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立多数。よって、内閣提出の国民年金法案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

ただいまの議決の結果、八木一男君外十四名提出の国民年金法案及び国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案の両案は、いずれも議決を要しないものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立多数。よって両案はいずれも議決を要しないものと決しました。

この際、山下春江君より、内閣提出の国民年金法案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、趣旨の説明を求めます。山下春江君。

○山下(春)委員 私はこの際、ただいま議決になりました国民年金法案に対し、自由民主党及び日本社会党を代表いたしまして、附帯決議を付したいと思ひます。

国民年金法案に対する附帯決議政府は、国民年金法案発足後、その総体について改善拡充に努力すべきである。

特に左記事項について特段の考慮を払い、早急に適切な措置が講ぜらるべきである。

一、国民年金制度、各種公的年金制度の相互間に通算調整の途を講ずることは国民皆年金の理想を達成するための不可欠の要件であるから、昭和三十六年度までにこれに

必要な措置を完了すること。その際途中脱退者が不利にならないよう充分の配慮をすること。

二、生活保護法の運用において、老齢加算制度の創設、母子加算及び身体障害者加算の増額等の措置を講じ、生活保護法の被保護者にも援護年金支給の趣旨が充分に行きわたるよう早急に措置すること。

三、積立金の運用については、一部を資金運用部資金として運用するほか、一部は被保険者の利益の為に運用する方途を講じ、努めて被保険者にその利益が還元されるよう特段の配慮を加えること。

四、援護年金の支給に当っては各種の制限措置、老齢援護年金の年令制限、各種所得制限に若干厳し過ぎる向も考えられるので、将来国民経済の発展に対応し、漸次これを緩和するよう考慮すること。

なお、準母子家庭にも母子援護年金を適用する道をひらくこと。

五、障害年金及び障害援護年金については、内科的疾患に基づく障害者に対して逐次支給範囲に加えるよう考慮すること。

以上でございますが、何とぞ全会一致御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○園田委員長 本動議について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○園田委員長 起立総員。よって内閣提出の国民年金法案に対しては、山下委員の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求めら

れておりますので、これを許します。坂田厚生大臣。

○坂田国務大臣 ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、これを十分尊重していきたいと考えておりますことを申し上げる次第であります。

○園田委員長 なお右各案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十七分散会

〔参照〕

国民年金法案(内閣提出第一二三号)に関する報告書
国民年金法案(八木一男君外十四名提出、衆法第一七号)に関する報告書

国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案(八木一男君外十四名提出、衆法第二六号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕